

官報号外

平成二十年十二月二十一日

○国第七十回参議院会議録第十三号

平成二十年十二月二十一日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十三号

平成二十年十二月二十一日

午前十時開議

第一 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案(第百六十九回国会提出)

内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

第二 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

ものであります。

なお、衆議院において、国による必要な財政上の配慮、法施行後三年以内の検討規定を追加する等の修正が行われております。

委員会におきましては、独立行政法人化する趣旨及び効果、運営費交付金等財政面での配慮の必要性、今後の国立高度専門医療研究センターの役割、医師、看護師等の人材確保の必要性等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録にて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小池晃委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

した。

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

二百三十九

賛成

二十

反対
よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第二 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長岩本司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○岩本司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の規定等を踏まえ、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人

法人国立循環器病研究センター、独立行政法人國立精神・神経医療研究センター、独立行政法人

国立国際医療研究センター、独立行政法人國立教育医療研究センター及び独立行政法人國立長寿医療研究センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとする

法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本法律案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の規定等を踏まえ、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人

法人國立循環器病研究センター、独立行政法人國立精神・神経医療研究センター、独立行政法人

国立国際医療研究センター、独立行政法人國立教育医療研究センター及び独立行政法人國立長寿医療研究センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとする

法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本法律案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の規定等を踏まえ、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人

法人國立循環器病研究センター、独立行政法人國立精神・神経医療研究センター、独立行政法人

(号) 外 報

田防衛大臣及び中曾根外務大臣に対する質疑を四回にわたり、また、麻生内閣総理大臣及び所管大臣等に対する質疑を二回、さらに、アフガニスタンの現地情勢等について参考人中村ペシャワール会現地代表及び力石JICA広報室長から意見を聴取したほか、田母神前航空幕僚長の論文をめぐる問題について同君を参考人として招致し、所管大臣等とともに質疑を行うなど、慎重な審査を進めてまいりました。

質疑の主な内容は、特措法を延長する必要性、武力の行使に関する国際法上と憲法上の定義の違い、補給支援活動とソマリア沖の海賊対策との関係、補給燃料の転用防止策、政府が実施したアフガニスタン調査の内容、アフガニスタンへの自衛隊派遣に関する米国の要請、前航空幕僚長の論文問題と文民統制の在り方などですが、特に、現職の航空幕僚長が政府の見解と異なる意見を公然と社会に発信するという異例、遺憾な事案につきましては、政府の空幕長を解任したことでの責任を明確にしたとする見解に対し、結局は定年退職をさせただけの不十分な対応で、政府による文民統制が機能していないとの指摘や意見が委員会において多数なされました。これらの詳細につきましては会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会・国民新・日本の徳永委員より反対、自由民主党及び公明党を代表して公明党の浜田委員より賛成、日本共産党の井上委員より反対、社会民主党・護憲連合の山内委員より反対す

回にわたり、また、麻生内閣総理大臣及び所管大臣等に対する質疑を二回、さらに、アフガニスタンの現地情勢等について参考人中村ペシャワール会現地代表及び力石JICA広報室長から意見を聴取したほか、田母神前航空幕僚長の論文をめぐる問題について同君を参考人として招致し、所管大臣等とともに質疑を行うなど、慎重な審査を進めてまいりました。

質疑の主な内容は、特措法を延長する必要性、武力の行使に関する国際法上と憲法上の定義の違い、補給支援活動とソマリア沖の海賊対策との関係、補給燃料の転用防止策、政府が実施したアフガニスタン調査の内容、アフガニスタンへの自衛隊派遣に関する米国の要請、前航空幕僚長の論文問題と文民統制の在り方などですが、特に、現職の航空幕僚長が政府の見解と異なる意見を公然と社会に発信するという異例、遺憾な事案につきましては、政府の空幕長を解任したことでの責任を明確にしたとする見解に対し、結局は定年退職をさせただけの不十分な対応で、政府による文民統制が機能していないとの指摘や意見が委員会において多数なされました。これらの詳細につきましては会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会・国民新・日本の徳永委員より反対、自由民主党及び公明党を代表して公明党の浜田委員より賛成、日本共産党の井上委員より反対す

る旨、それぞれ意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は賛成少数をもつて否決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) 本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。佐藤公治君。

〔佐藤公治君登壇、拍手〕

○佐藤公治君 民主党・新緑風会・国民新・日本の佐藤公治です。

ただいま議題となりましたテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部改正案、給油新法について、会派を代表して、反対の立場から討論いたします。

今回の法案は、来年一月十五日で期限が切れることに伴い延長するためのものであります。しかし、今やほとんどの国民は、インド洋での給油支援活動をこれからも続けることに大いなる疑問を抱いており、心から反対をしております。なぜかといふと、イラクやアフガニスタンをめぐる国際情勢が今や劇的に変化しつつあるからであります。

七年前の九・一一テロへの報復として始まった

戦争でしたが、推進役だった米国のはずの

国民党は大統領選で敗北をし退場することになりました。来年一月からはオバマ民主党政権と交代

することとなり、政策が変更されて、間違いなく米軍はイラクから撤退する方向であります。もち

らん、アフガニスタンに対するものではありません

が、アフガニスタンに対するものではありません

が、アフガニスタンに対するものではありません

が、アフガニスタンに対するものではありません

が、アフガニスタンに対するものではありません

が、アフガニスタンに対するものではありません

が、アフガニスタンに対するものではありません

が、アフガニスタンに対するものではありません

が、アフガニスタンに対するものではありません

れであります。

こうした中で、インド洋における給油支援活動、これは有志連合の艦船にただで燃料を補給する活動であります。が、従来どおりに継続することが本当の国際貢献と言えるのでしょうか。

これまでの質疑の中で同僚議員がいみじくも明らかにしましたが、二十一億円分の油を無償で給油するため、我が国の海上自衛隊の補給艦は何と二倍以上に当たる四十三億円分もの燃料代を使っているのが実情であります。何といううな支援活動なのでしょうか。言うまでもなく、私たち国民の大手な税金が使われているのです。これが日米同盟の代償なのでしょうか。もはや見直す時期に来ております。

国際貢献として行うのなら、ほかのやり方があるはずです。私たちが提案した国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援に関する特別措置法、テロ根絶法の中にその内容が明らかにされています。これこそ真に国民の期待にこたえるものなのです。

新テロ特措法改正案の問題点を以下指摘したいと思います。

まず第一に、給油支援活動の中身が相変わらず不透明であることです。

前回のときも問題になりましたが、給油の全体像が明らかでないばかりか、給油量を間違つて報告する失態もありました。また、給油を受けた米

国の艦船が、アフガニスタンのテロ対策でなく、

目的外のイラク戦争に参加した疑惑も依然ぬぐい

去られません。米国側の報告をうのみに信じるしかないのです。

さらに、今回は、給油した相手国の艦船がソマリア沖で海賊対策に出動するケースが目立つたことが判明しました。防衛省は、給油支援が海賊対策にシフトしていることを事実上認めております。同僚議員がこの点を追及したのに對し、浜田防衛大臣自身がテロと海賊の阻止を断定的に切り分けできないと開き直る始末でした。これは、政府自身がテロ活動阻止の本来の目的が既にないが如になつていることを認めたのも当然であります。それならば、法案を延長する必要がなくなつたのではないか。

防衛大臣自身がテロと海賊の阻止を断定的に切り分けできないと開き直る始末でした。これは、政府自身がテロ活動阻止の本来の目的が既にないが如になつていることを認めたのも当然であります。それならば、法案を延長する必要がなくなつたのではないか。

第二に、この法案の根拠となるべき憲法や法律の解釈が実にあいまいで、政府は国民の納得ができるだけの説明責任を果たしていないことになります。

それが端的に現れたのは、アフガニスタンにおける治安維持行動について、憲法が禁じている武力行使に当たるのかどうか、最後まで明確な答弁ができなかつたことです。

また、制服組を含めた政府の調査団を六月にアフガニスタンに送りながら、その報告の内容を国会に對してつまびらかにすることを当初は拒否するなど、極めて不誠実な対応に終始し、事實の公表を避けたことは大いに問題がありました。業を煮やした北澤俊美外交防衛委員長が、国費を使つて調査に行きながら、相手との約束事だから公表

官 報 (号 外)

できないと、そんな子供みたいな扱いで審議がで
きるのか、大変な問題だと鋭く指摘して政府をた
しなめたことは至極当然のことであります。

第三に、文民統制、シビリアンコントロールが

徹底されていない現状が明るみに出され、政府の
防衛政策に対する国民の信頼感が著しく欠如して
いることであります。そのことの象徴が、航空自
衛隊のトップだった田母神俊雄航空幕僚長の論文
問題でした。侵略と植民地支配を認めて謝罪した
政府見解を真っ向から否定する論文を堂々と発表
した挙げ句に、防衛大臣の辞任要求を拒否し、空
将の身分のまま定年退職し、高額の退職金を受け
取りました。本来なら罷免してしかるべきではな
かつたのではないですか。

というのも、制服組の暴走につながりかねない
問題点を内包するゆうしき事態だからであり、政
府の煮え切らない対応は国民に不安を覚えさせる
ものでした。日米同盟をしきの御旗にして、
唯々諾々と反テロ活動を支援する名目でインド洋
での給油活動を続けることに通底する無責任さを
感じるのは決して私だけではないと思います。

最後に、声を大にして強調しておきたいこと
は、アフガニスタン問題を解決する近道は、単に
軍事力の行使に頼るだけではなく、民生支援を始
めとした幅広い活動を通じて行うべきではないか
という点であります。そのことは、参考人として
お招きした現地で支援活動に当たるベシャワール
会の中村哲代表が切実に訴えていたことでも分か
ります。

ると思います。中村さんは、地元に寄り添つて、
地元が納得する形で治安の確立を回復しながら支
援の道を探るべきだと強調されました。仲間
の若い人が反政府武装勢力に殺されるという尊い
犠牲を払っているだけに、その言葉には重みがあ
りました。

今からでも遅くはありません。この法案を取り
下げて、私たちのテロ根絶法を成立させるべきで
はないでしょうか。

せっかくの機会でありますから、一言付け加え
ておきたいことがあります。

各マスコミの世論調査で明らかにされましたよ
うに、今や麻生総理大臣及び自民党内閣に対する
国民の信頼は完全に失われております。麻生総理
の資質や政治手腕に疑問符が付けられ、政権交代
を期待する声は日増しに高まってきております。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願い
ます。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたしま
す。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

二百四十

賛成

百八

反対

百二十二

よって、本案は否決されました。(拍手)

○議長(江田五月君) 日程第三 金融機能の強化
のための特別措置に関する法律及び金融機関等の
組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改
正する法律案

日程第四 保険業法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員
長峰崎直樹君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願い
ます。

〔峰崎直樹君登壇、拍手〕

○峰崎直樹君 ただいま議題となりました両法律
案につきまして、委員会における審査の経過及び
結果を御報告申し上げます。

まず、金融機能の強化のための特別措置に関する
法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する
法律の健全かつ効率的な運営及び地域における
特別措置法の一部を改正する法律案は、金融機
関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域にお
ける経済の活性化を期するため、国による株式等
の引受け等に係る申込みの期限の延長、株式等の
引受け等の要件等の修正及び協同組織中央金融機
関等に対する資本の増強に関する特別措置の新設
に係る規定の整備等を行おうとするものであります。

題とし、内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取したほか、金融機能強化法等改正案による中小企業金融の改善効果、農林中央金庫等に対する検査・監督の在り方、地方公共団体が主要株主である金融機関に対する公的資本注入に関する考え方、保険業法の政府補助規定を延長する趣旨等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

なお、金融機能強化法等改正案の審査に資するため、墨田区及び台東区において視察を行いました。

質疑を終了しましたところ、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して円より子理事より、金融機能強化法等改正案に対して、目的規定を改め、中小規模の事業者に対する金融の円滑化等による地域における経済の活性化を期すものとともに、一つの地方公共団体が百分の五十を超える議決権を保有する銀行を本法の対象から除外することを内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、両法律案及び修正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、まず、金融機能強化法等改正案について採決の結果、修正案は可否同数となりましたので、委員長はこれを決し、可決することに決定いたしました。

次いで、修正部分を除く原案は多数をもつて可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これまでの採決をいたしました。まず、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

○議長(江田五月君) 本案の委員長報告は修正議決報告でございまます。

○議長(江田五月君) 本案を委員長報告のとおり修正議決することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票開始

投票総数
二百三十三

賛成
二百四十四

反対
七

○議長(江田五月君) よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) これにて休憩いたします。
午前十時二十八分休憩

〔休憩後開議に至らなかつた〕

出席者は左のとおり。

議員	議長	江田五月君
舟山康江君	副議長	山東昭子君
植松恵美子君	柳田穂君	前田武志君
	中谷智司君	山下八洲夫君
	柳田穂君	千葉景子君
	高橋千秋君	高橋千秋君
	石井一君	増子輝彦君
		木俣佳丈君
		羽田雄一郎君
		浅尾慶一郎君
		一川保夫君
		谷博之君
		田名部匡省君
		佐藤泰介君
		岡崎トミ子君
		佐藤泰介君
		山下八洲夫君
		広中和歌子君
		柳田穂君
		中谷智司君
		平山幸司君
		友近聰朗君
		川合孝典君
		牧山ひろえ君
		行田邦子君
		藤原良信君
		大河原雅子君

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

投票総数
二百四十四

賛成
百二十六

反対
二

議員	議長	江田五月君
舟山康江君	副議長	山東昭子君
植松恵美子君	柳田穂君	前田武志君
	中谷智司君	山下八洲夫君
	柳田穂君	千葉景子君
	高橋千秋君	高橋千秋君
	石井一君	増子輝彦君
		木俣佳丈君
		羽田雄一郎君
		浅尾慶一郎君
		一川保夫君
		谷博之君
		田名部匡省君
		佐藤泰介君
		岡崎トミ子君
		佐藤泰介君
		山下八洲夫君
		広中和歌子君
		柳田穂君
		中谷智司君
		平山幸司君
		友近聰朗君
		川合孝典君
		牧山ひろえ君
		行田邦子君
		藤原良信君
		大河原雅子君

官 報 (号 外)

平成二十年十二月十二日 参議院会議録第十三回

參議院會議錄第十三號

議長の報告事項

官 報 (号 外)

官報(号外)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員喜納昌吉君提出アイヌ民族および琉

球民族についての国連人権委員会勧告に関する質問に対する答弁書(第一〇九号)

参議院議員紙智子君提出蛍光灯水銀の回収及び適正処理に関する質問に対する答弁書(第一一〇号)

参議院議員松野信夫君提出クラスター弾の廃棄に関する質問に対する答弁書(第一一二号)

参議院議員松野信夫君提出航空自衛隊小松基地の民間宿舎借り上げ契約に関する質問に対する答弁書(第一一二二号)

参議院議員牧山ひろえ君提出麻生内閣総理大臣のODA予算増額発言の微修正発言に関する質問に対する答弁書(第一一二三号)

一昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 辞任

参議院議員山本香苗君

参議院議員谷岡郁子君

参議院議員佐藤公治君

参議院議員大島九州男君

参議院議員森田高君

参議院議員谷岡郁夫君

参議院議員鈴木郁子君

参議院議員佐藤公治君

参議院議員大島九州男君

参議院議員森田高君

参議院議員谷岡郁子君

参議院議員鈴木郁子君

財政金融委員

辞任

青木

愛君

大久保

勉君

補欠

森田

高君

大島九州男君

石井

一君

平野

達男君

福山

哲郎君

森田

高君

中村

哲治君

梅村

聰君

櫻井

充君

松野

信夫君

米長

晴信君

大久保

勉君

一川

保夫君

山本

香苗君

山口那津男君

予算委員

辞任

浅尾慶一郎君

轟木

利治君

那谷屋正義君

同日議長は、八日のロックウッド・スミス・

二ヨージーランド国議長就任に際し、同議長宛

祝電を発送した。

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞

任を許可し、その補欠を指名した。

決算委員

辞任

補欠

梅村

聰君

外山

斎君

平野

達男君

森田

高君

山下

芳生君

山下

芳生君

梅村

聰君

櫻井

充君

一川

保夫君

大久保

勉君

山本

香苗君

内閣委員

辞任

補欠

山口那津男君

山本

香苗君

同日議長は、八日のロックウッド・スミス・

二ヨージーランド国議長就任に際し、同議長宛

祝電を発送した。

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞

任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

山口那津男君

山本

香苗君

梅村

聰君

一川

保夫君

大門寒紀史君

那谷屋正義君

中村

哲治君

櫻井

充君

米長

晴信君

龜井

充君

大久保

勉君

山本

香苗君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

日本原燃(株)六ヶ所再処理工場の安全に関する質問主意書(下田敦子君提出)(第一二三号)

大学における大麻汚染に関する再質問主意書(谷岡郁子君提出)(第一二四号)

二ヨージーランド国議長就任に際し、同議長宛

祝電を発送した。

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞

任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

山口那津男君

山本

香苗君

梅村

聰君

一川

保夫君

大門寒紀史君

那谷屋正義君

中村

哲治君

櫻井

充君

米長

晴信君

龜井

充君

大久保

勉君

山本

香苗君

山口那津男君

正彦君外四名提出)

百年に一度の危機を克服するための「アジア・

ゲートウエイ構想」の強力な推進に関する質問

主意書(藤末健三君提出)(第一二六号)

同日内閣から次の質問主意書を受領した。

参議院議員喜納昌吉君提出アイヌ民族および琉

球民族についての国連人権委員会勧告に関する質問に対する答弁書(第一〇九号)

参議院議員紙智子君提出蛍光灯水銀の回収及び適正処理に関する質問に対する答弁書(第一一〇号)

参議院議員松野信夫君提出クラスター弾の廃棄に関する質問に対する答弁書(第一一二号)

参議院議員牧山ひろえ君提出麻生内閣総理大臣のODA予算増額発言の微修正発言に関する質問に対する答弁書(第一一二三号)

参議院議員谷岡郁夫君提出航空自衛隊小松基地の民間宿舎借り上げ契約に関する質問に対する答弁書(第一一二二号)

参議院議員大島九州男君提出クラスター弾の廃棄に関する質問に対する答弁書(第一一二四号)

参議院議員大島九州男君提出蛍光灯水銀の回収及び適正処理に関する質問に対する答弁書(第一一二五号)

参議院議員大島九州男君提出航空自衛隊小松基地の民間宿舎借り上げ契約に関する質問に対する答弁書(第一一二六号)

参議院議員大島九州男君提出クラスター弾の廃棄に関する質問に対する答弁書(第一一二七号)

参議院議員大島九州男君提出蛍光灯水銀の回収及び適正処理に関する質問に対する答弁書(第一一二八号)

参議院議員大島九州男君提出航空自衛隊小松基地の民間宿舎借り上げ契約に関する質問に対する答弁書(第一一二九号)

参議院議員大島九州男君提出クラスター弾の廃棄に関する質問に対する答弁書(第一一二〇号)

参議院議員大島九州男君提出蛍光灯水銀の回収及び適正処理に関する質問に対する答弁書(第一一二一号)

参議院議員大島九州男君提出航空自衛隊小松基地の民間宿舎借り上げ契約に関する質問に対する答弁書(第一一二二号)

参議院議員大島九州男君提出クラスター弾の廃棄に関する質問に対する答弁書(第一一二三号)

参議院議員大島九州男君提出蛍光灯水銀の回収及び適正処理に関する質問に対する答弁書(第一一二四号)

参議院議員大島九州男君提出航空自衛隊小松基地の民間宿舎借り上げ契約に関する質問に対する答弁書(第一一二五号)

参議院議員大島九州男君提出クラスター弾の廃棄に関する質問に対する答弁書(第一一二六号)

参議院議員大島九州男君提出蛍光灯水銀の回収及び適正処理に関する質問に対する答弁書(第一一二七号)

参議院議員大島九州男君提出航空自衛隊小松基地の民間宿舎借り上げ契約に関する質問に対する答弁書(第一一二八号)

参議院議員大島九州男君提出クラスター弾の廃棄に関する質問に対する答弁書(第一一二九号)

参議院議員大島九州男君提出蛍光灯水銀の回収及び適正処理に関する質問に対する答弁書(第一一二〇号)

参議院議員大島九州男君提出航空自衛隊小松基地の民間宿舎借り上げ契約に関する質問に対する答弁書(第一一二一号)

参議院議員大島九州男君提出クラスター弾の廃棄に関する質問に対する答弁書(第一一二二号)

参議院議員大島九州男君提出蛍光灯水銀の回収及び適正処理に関する質問に対する答弁書(第一一二三号)

参議院議員大島九州男君提出航空自衛隊小松基地の民間宿舎借り上げ契約に関する質問に対する答弁書(第一一二四号)

参議院議員大島九州男君提出クラスター弾の廃棄に関する質問に対する答弁書(第一一二五号)

参議院議員大島九州男君提出蛍光灯水銀の回収及び適正処理に関する質問に対する答弁書(第一一二六号)

参議院議員大島九州男君提出航空自衛隊小松基地の民間宿舎借り上げ契約に関する質問に対する答弁書(第一一二七号)

参議院議員大島九州男君提出クラスター弾の廃棄に関する質問に対する答弁書(第一一二八号)

参議院議員大島九州男君提出蛍光灯水銀の回収及び適正処理に関する質問に対する答弁書(第一一二九号)

参議院議員大島九州男君提出航空自衛隊小松基地の民間宿舎借り上げ契約に関する質問に対する答弁書(第一一二〇号)

参議院議員大島九州男君提出クラスター弾の廃棄に関する質問に対する答弁書(第一一二一号)

参議院議員大島九州男君提出蛍光灯水銀の回収及び適正処理に関する質問に対する答弁書(第一一二二号)

同日内閣から次の質問主意書を受領した。

参議院議員喜納昌吉君提出アイヌ民族および琉

球民族についての国連人権委員会勧告に関する質問に対する答弁書(第一〇九号)

参議院議員紙智子君提出蛍光灯水銀の回収及び適正処理に関する質問に対する答弁書(第一一二号)

参議院議員松野信夫君提出クラスター弾の廃棄に関する質問に対する答弁書(第一一二二号)

参議院議員牧山ひろえ君提出麻生内閣総理大臣のODA予算増額発言の微修正発言に関する質問に対する答弁書(第一一二三号)

参議院議員谷岡郁夫君提出航空自衛隊小松基地の民間宿舎借り上げ契約に関する質問に対する答弁書(第一一二四号)

参議院議員大島九州男君提出クラスター弾の廃棄に関する質問に対する答弁書(第一一二五号)

参議院議員大島九州男君提出蛍光灯水銀の回収及び適正処理に関する質問に対する答弁書(第一一二六号)

参議院議員大島九州男君提出航空自衛隊小松基地の民間宿舎借り上げ契約に関する質問に対する答弁書(第一一二七号)

参議院議員大島九州男君提出クラスター弾の廃棄に関する質問に対する答弁書(第一一二八号)

参議院議員大島九州男君提出蛍光灯水銀の回収及び適正処理に関する質問に対する答弁書(第一一二九号)

参議院議員大島九州男君提出航空自衛隊小松基地の民間宿舎借り上げ契約に関する質問に対する答弁書(第一一二〇号)

参議院議員大島九州男君提出クラスター弾の廃棄に関する質問に対する答弁書(第一一二一号)

参議院議員大島九州男君提出蛍光灯水銀の回収及び適正処理に関する質問に対する答弁書(第一一二二号)

参議院議員大島九州男君提出航空自衛隊小松基地の民間宿舎借り上げ契約に関する質問に対する答弁書(第一一二三号)

参議院議員大島九州男君提出クラスター弾の廃棄に関する質問に対する答弁書(第一一二四号)

参議院議員大島九州男君提出蛍光灯水銀の回収及び適正処理に関する質問に対する答弁書(第一一二五号)

参議院議員大島九州男君提出航空自衛隊小松基地の民間宿舎借り上げ契約に関する質問に対する答弁書(第一一二六号)

参議院議員大島九州男君提出クラスター弾の廃棄に関する質問に対する答弁書(第一一二七号)

参議院議員大島九州男君提出蛍光灯水銀の回収及び適正処理に関する質問に対する答弁書(第一一二八号)

農林水産委員会	農林水産委員会	農林水産委員会
辞任 梅村 聰君	補欠 一川 保夫君	補欠 鹿井 郁夫君
高橋 千秋君	平田 健二君	平田 健二君
経済産業委員会	経済産業委員会	経済産業委員会
辞任 磐木 利治君	補欠 藤原 正司君	補欠 石井 一君
国土交通委員会	国土交通委員会	国土交通委員会
辞任 長谷川大紋君	補欠 林 芳正君	那谷屋正義君
環境委員会	環境委員会	環境委員会
辞任 藤原 正司君	補欠 磐木 利治君	理事 大久保 勉君
国家基本政策委員会	国家基本政策委員会	大久保 勉君
辞任 福山 哲郎君	補欠 森田 高君	(大久保 勉君の補欠)
予算委員会	予算委員会	子ども手当法案(神本美恵子君外八名発議)
辞任 梅村 聰君	補欠 平野 達男君	(第三号)
外山 斎君	森田 高君	大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不當に利用する行為の防止に関する法律案
轟木 利治君	円 より子君	(藤末健三君外七名発議) (参第四号)
那谷屋正義君	浅尾慶一郎君	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(藤末健三君外七名発議) (参第五号)
中村 哲治君	石井 一君	地域金融の円滑化に関する法律案(櫻井充君外七名発議) (参第六号)
円 より子君	福山 哲郎君	同日衆議院から次の議案が提出された。
決算委員会	決算委員会	国民健康保険法の一部を改正する法律案(衆第2号)
辞任 平野 達男君	補欠 外山 斎君	日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案(第百六十八回国会本院提出、衆議院継続審査)
森田 高君	梅村 聰君	同日委員長から次の報告書が提出された。
梅村 聰君	外山 斎君	テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第四号)審査報告書
轟木 利治君	福山 哲郎君	同日委員長から次の報告書が提出された。
那谷屋正義君	中村 哲治君	行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センターを設立するための行政改革の推進に関する法律の規定等を踏まえ、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。
円 より子君	福山 哲郎君	なお、別紙の附帯決議を行つた。
案(閣法第一四号)	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	一、委員会の決定の理由
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一三号)	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改	本法律案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の規定等を踏まえ、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。
国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(閣法第一四号)	国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(閣法第一四号)	二、審査報告書
高松塚古墳壁画損傷を再度隠蔽した事件に関する質問主意書(前川清成君提出)(第二二七号)	高松塚古墳壁画損傷を再度隠蔽した事件に関する質問主意書(前川清成君提出)(第二二七号)	右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
梅村 聰君	梅村 聰君	平成二十年十二月九日
森田 高君	同日議員から次の質問主意書が提出された。	審査報告書
平野 達男君	同日議員から次の内閣提出案を受領した。	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案
高橋 千秋君	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改	法人に関する法律案
梅村 聰君	正する法律案(閣法第一三号)	政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
梅村 聰君	案(閣法第一四号)	附帯決議

官報 (号外)

一、独立行政法人国立高度専門医療研究センターと独立行政法人制度との整合性についての検討を行い、その検討に当たっては研究開発法人制度についての検討も併せて行うものとすること。

二、独立行政法人国立高度専門医療研究センターへの移行について、その進捗状況、課題などを明らかにし、新法人への移行前に国会へ報告を行ふとともに必要な措置を講ずること。

三、独立行政法人国立高度専門医療研究センターの適切かつ安定的な運営及び研究開発の推進のため、国立高度専門医療研究センターに関する長期債務をそれぞれの新法人が引き継ぐ場合は、その利払いや返済金の過大な負担により、新法人の本来目的である研究・診療の維持・拡充の妨げとなることのないようにするとともに、運営費交付金の確実な措置、積立金の取扱い及び人件費削減に係る規定の運用に対する配慮その他必要な措置を講すること。

四、厚生労働省に設置される独立行政法人評議員会及び総務省に設置される政策評価・独立行政法人評議員会の委員の入選に当たっては、患者者の声を代表する者、医療技術に関して学術経験を有する者を選定するなど幅広い人選を行うことにより、これらの委員会が独立行政法人國立高度専門医療研究センターの業務の実績を適切に評価できるよう十分配慮すること。

五、独立行政法人国立高度専門医療研究センター

において、原因が不明であつたり、治療法が確立されていない特定疾患などの難病やH.I.V./A.I.D.Sなどを始めとする感染症に関する研究や医療の推進が図られるよう、一層の必要な措置を講ずること。

六、独立行政法人国立高度専門医療研究センターにおける医師、看護師等医療従事者の労働条件について十分配慮するとともに、国立高度専門医療研究センターとして求められる役割を果たすことができるよう、優秀な人材確保のための措置を講ずること。

七、独立行政法人国立高度専門医療研究センターが、都道府県の中核的な医療機関等との密接な連携の下に、政策医療ネットワークの中心として適切な機能を果たすことができるよう、政策医療ネットワークの更なる充実に取り組むこと。

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつてこれを送付する。
平成二十年十一月二十一日
参議院議長 江田 五月殿
衆議院議長 河野 洋平
(小字及び一は衆議院修正)
高専医法に関する研究等を行う独立行政

に、その業務の実績や社会的な評価を含む法の実施状況を勘案し、その存否についても検討を行い、必要に応じて財政的支援を含め所要の措置を講ずること。

右決議する。

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行う独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、次の各号に掲げるところとし、それぞれ当該各号に定める都府県に主たる事務所を置く。

一 独立行政法人国立がん研究センター 東京都
二 独立行政法人国立循環器病研究センター 大阪府
三 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター 東京都

二 独立行政法人国立高度専門医療研究センター
高専医法に関する研究等を行ふ独立行政
法人に関する法律

第一章 総則(第一条→第四条)

第二章 役員及び職員(第五条→第十二条)

第三章 業務(第十三条→第十九条)

第四章 財務及び会計(第二十条→第二十三条)

第五章 雑則(第二十四条→第二十七条)

第六章 罰則(第二十八条→第二十九条)

附則

愛知県

四 前二号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立長寿医療研究センターの業務の範囲)

第十八条 国立長寿医療研究センターは、第三条第六項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 加齢に伴つて生ずる心身の変化に關し、調査及び研究を行うこと。

二 加齢に伴う疾患に係る医療に關し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。

三 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。

四 加齢に伴う疾患に係る医療に關し、技術者の研修を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立高度専門医療研究センターの施設及び設備の利用)

第十九条 各国立高度専門医療研究センターは、それぞれ第十三条から前条までに規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、当該国立高度専門医療研究センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。

は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。

第四章 財務及び会計

(積立金の処分)

(長期借入金及び債券)

第二十条 国立高度専門医療研究センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十一条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における当該国立高度専門医療研究センターが行う第十三条から前条までに規定する業務の財源に充てることができる。

第二十一条 国立高度専門医療研究センターは、政令で定める施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該

国立高度専門医療研究センターの名称を冠する債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

第二十二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前条第一項又は第二項の規定による国立高度専門医療研究セ

ンターの長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証する

ことができる。

(償還計画)

第二十三条 第二十二条第一項又は第二項の規定により、長期借入金をし、又は債券を発行する

国立高度専門医療研究センターは、毎事業年

4 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

5 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に關し必要な事項は、政令で定める。

9 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

10 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

11 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

12 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

13 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

14 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

15 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

16 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

17 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

18 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

19 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

20 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

21 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

22 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

23 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

24 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

25 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

26 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

27 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

28 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

29 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、

官 報 (号 外)

二項の規定の適用については、国立高度専門医療研究センターの職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことみなす。

第五条 附則第三条の規定により国立高度専門医

は、その者の国立高度専門医療研究センターの職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立高度専門医療研究センターを退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、国立高度専門医療研究センターの成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項 第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するとき

前項の規定により法人である労働組合となつたものは、国立高度専門医療研究センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、か

療研究センターの職員となる者に対しては、國家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

⁴ 国立高度専門医療研究センターは、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日に旧センターの職員として在職し、附則第三条の規定

は、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給については、国立高度専門医療研究センターの成立の日において同法第七条第一項の規

つ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

2
國立高度専門医療研究センターは、前項の規定の適用を受けた当該國立高度専門医療研究センターの職員の退職に際し、退職手当を支給給予とするときは、その者の国家公務員退職手当に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該國立高度専門医療研究センターの職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

により引き続いて国立高度専門医療研究センターの職員となつた者のうち国立高度専門医療研究センターの成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該国立高度専門医療研究センターを退職したものであつて、その退職した日まで旧センターの職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けるこ

定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかるらず、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。(国立高度専門医療研究センターの職員となる

第一項の規定により労働組合となつたものについては、国立高度専門医療研究センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

○ 国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日に旧センターの職員として在職する者が、

とができるものに対しては、同条の規定の例に

者の職員団体についての経過措置)
第七条 国立高度専門医療研究センターの成立の

附則第三条の規定により引き続いて国立高度専門医療研究センターの職員となり、かつ、引き続いた後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について

手当として支給するものとする。

際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターに引き継がれる者であるものは、国立高度専門医療研究センターの成立の際労働組合法(昭和二十四年法律第二百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この

附則第十条において「旧特別会計」という。)の財政融資資金からの負債に係る義務を含む。)のうち、各国立高度専門医療研究センターが行う第十三条から第十九条までに規定する業務に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、当該国立高度専門医療研究センターが承継する。

2 前項の規定により各国立高度専門医療研究センターが国の有する権利及び義務を承継したときは、当該国立高度専門医療研究センターに承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、当該国立高度専門医療研究センターに承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額及びその受け継ぐ当該国立高度専門医療研究センターがその成立の日において計上する引当金であつて厚生労働省令で定めるものの合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から当該国立高度専門医療研究センターに対し出資されたものとする。

3 前項の出資による権利は、一般会計に帰属するものとする。

4 厚生労働大臣は、第二項の厚生労働省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 第二項の資産の価額は、国立高度専門医療研究センターの成立の日現在における時価を基準に規定する法律(昭和二十二年法律第百九十四号)として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 各国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣が定めるところにより、当該国立高度専門医療研究センター以外の国立高度専門医療研究センターが第一項の規定により承継した債務(旧特別会計の財政融資金からの負債に係る

義務に限る。)を保証するものとする。

8 第一項の規定により各国立高度専門医療研究センターが承継する債務のうち政令で定めるものの償還、当該債務に係る利子の支払及び前項の規定により行う債務の保証に関し必要な事項は、政令で定める。

9 前項の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払については、第二十一条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもつて充ててはならない。

(国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置)
第九条 国立高度専門医療研究センターの成立の際現に係属している旧センターの所掌事務に関する訴訟事件又は非訟事件であつて各国立高度専門医療研究センターが受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、その受け継ぐものは、政令で定めるところにより、その受け継ぐべきである。

当該国立高度専門医療研究センターを国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第百九十四号)に規定する国又は行政庁とみなし、同法を適用する。

独立行政法人国立がん研究センター
独立行政法人国立循環器病研究センター
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
独立行政法人国立成育医療研究センター
独立行政法人国立長寿医療研究センター

(国立高度専門医療センター特別会計の廃止に伴う経過措置)
第十一条 旧特別会計における平成二十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する事務については、なお従前の例による。

2 前項に規定する事務は、国立高度専門医療研

究センターの事務として、政令で定めるところにより、なお従前の例により国立高度専門医療

一般会計に帰属するものとする。

研究センターが行う。

第十二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

3 この法律の施行の際現に旧特別会計に所属する権利及び義務は、附則第八条第一項の規定により各国立高度専門医療研究センターに承継さ

れるものとみなす。
研究センターが行う。

別表第一に次のように加える。

研究センターの事務として、政令で定めるところにより、なお従前の例により国立高度専門医療一般会計に帰属するものとする。	研究センターが行う。
--	------------

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第百六号)

第十二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第

号)

独立行政法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第百六号)
独立行政法人国立循環器病研究センター	
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	
独立行政法人国立成育医療研究センター	
独立行政法人国立長寿医療研究センター	

(児童福祉法の一部改正)
第十二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第六項中「国立高度専門医療センター若しくは」を削り、「独立行政法人国立病院機構」の下に「若しくは高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十一年法律第号)第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター」を加える。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 前条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の児童福祉法第七条第六項の規定による指定を受けている旧センターの設置する医療機関については、前条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の児童福祉法第七条第六項の規定による指定があつたものとみなす。

(身体障害者福祉法の一部改正)
第十四条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二百八十三号の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「国立高度専門医療セン

ターア若しくは」を削り、「独立行政法人国立病院機構」の下に「若しくは高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第二号)第四条第一項に規定する	研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第二号)第四条第一項に規定する
(身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)	(身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第十五条 前条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十八条第二項の規定による指定を受けている旧センターの設置する医療機関については、前条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の身体障害者福祉法第十八条第二項の規定による指定があつたものとみなす。	第十五条 前条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十八条第二項の規定による指定を受けている旧センターの設置する医療機関については、前条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の身体障害者福祉法第十八条第二項の規定による指定があつたものとみなす。
(土地収用法の一部改正)	(土地収用法の一部改正)
第十六条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。	第十六条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。
第三条第二十四条中「独立行政法人国立病院機構」の下に「独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター及び独立行政法人国立国際医療研究センター」を削り、「並びに」を「及び」に改める。	第三条第二項第二号中「国立高度専門医療センター及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。
第十七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。	第十七条 第二号又は第十八条第一号若しくは第二号に掲げる業務の用に供する施設は第二号に掲げる業務の用に供する施設
(国家公務員共済組合法の一部改正)	(国家公務員共済組合法の一部改正)
第十八条 がん対策基本法(平成十九年法律第二百二十四号)を次のように改正する。	第十八条 がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項第二号中「同条第二項第四号」を「独立行政法人国立がん研究センター」に改める。	第三条第二項第二号中「同条第二項第四号」を「独立行政法人国立がん研究センター」に改める。
第十九条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。	第十九条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。
別表第三に次のように加える。	別表第三に次のように加える。
第三条第三十四号の二の次に次の二号を加える。	第三条第三十四号の二の次に次の二号を加える。
第三十四条の三 独立行政法人国立がん研究セン	第三十四条の三 独立行政法人国立がん研究セン

官報 (号外)

附則第一条第一号中「第一百五十三条」を「第一百

五十四条」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 附則第一百五十三条の規定 この法律

の公布の日又は高度専門医療に関する研究

等を行う独立行政法人に関する法律(平成

二十年法律第 号)の公布の日のいざ

れか遅い日

附則第一百五十三条を附則第一百五十四条とし、

同条の前に次の二条を加える。

(高度専門医療に関する研究等を行う独立行

政法人に関する法律の一部改正)

第一百五十三条 高度専門医療に関する研究等を

行う独立行政法人に関する法律の一部を次の

ようにより改める。

(独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係

法律の整備等に関する法律の一部改正)

附則第十七条のうち、国家公務員共済組合
法第百二十四条の三の改正規定中「同条第二
項第四号」を「同条第二項第三号」に改め、同
法別表第三の改正規定中「別表第三」を「別表
第二」に改める。

(政令への委任)

附則第十七条のうち、国家公務員共済組合
法第百二十四条の三の改正規定中「同条第二
項第四号」を「同条第二項第三号」に改め、同
法別表第三の改正規定中「別表第三」を「別表
第二」に改める。

(独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係

法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十二条 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に
伴う関係法律等に関する法律の一部を次のように改
る。

第七十七条のうち高度専門医療に関する研究等を行
う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第
二十六号)の改正規定中「第二十六条」を
「第二十七条」に改める。

第七十七条のうち高度専門医療に関する研究等を行
う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第
二十九号)の改正規定中「第二十九条」を
「第三十条」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二十〇条 厚生労働省設置法の一部を次のよう

に改正する。

第四条第一項第三十号中「国立高度専門医療

センター及び」を削る。

第十六条第一項の表「国立高度専門医療セン

ター」の項を削り、同条中第五項を削り、第六項

を第五項とし、第七項を第六項とする。

(検討) 第二十四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、その業務と

して研究及び開発を行う他の独立行政法人の見直しその他、他の独

立行政法人に関する制度の見直しその他、他の独

審査報告書

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動

の実施に関する特別措置法の一部を改正する

法律案

右は賛成少数により否決すべきものと議決し

た。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年十二月十一日

参議院議長 江田 五月殿

外交防衛委員長 北澤 俊美

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成十三年九月十一日にアメリ

カ合衆国において発生したテロリストによる攻

撃がもたらした脅威が依然として存在している

ことを踏まえ、我が国が国際的なテロリズムの

防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続

き積極的かつ主体的に寄与するため、テロ対策

海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関

する特別措置法の期限を一年間延長することを

定めるものであるが、適切な措置と認められな

い。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の

実施に関する特別措置法の一部を改正する

法律案

この法律は、公布の日から施行する。

平成二十年十月二十一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動

の実施に関する特別措置法の一部を改正する

法律案

右は国会法第五十条後段の規定に基づき、別紙

のとおり修正すべきものと議決した。よって要

領書を添えて報告する。

平成二十年十二月十一日

財政金融委員長 峰崎 直樹

審査報告書

金融機能の強化のための特別措置に関する法律

及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律

の特別措置法の一部を改正する法律案

右は国会法第五十条後段の規定に基づき、別紙

のとおり修正すべきものと議決した。よって要

領書を添えて報告する。

平成二十年十二月十一日

参議院議長 江田 五月殿

この法律は、公布の日から施行する。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律

及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律

の特別措置法の一部を改正する法律案

右は国会法第五十条後段の規定に基づき、別紙

のとおり修正すべきものと議決した。よって要

領書を添えて報告する。

平成二十年十二月十一日

財政金融委員長 峰崎 直樹

審査報告書

高規格専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案 金融機能の強化のための特別措置に関する法律案 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案

る信用供与」に改め、同号二を同号口とし、同号中ホをハとし、ヘを二とし、同条第二項中「から二まで」を削る。

第十七条第一項第四号イ中「前条第一項第五号二」を「前条第一項第五号口」に改め、「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同号中ホを削り、ヘをホとし、トをヘとする。

第十九条第二項中「第十六条第一項第五号ホ又はヘ」を「第十六条第一項第五号ハ又はニ」に改め、同条第三項中「ホまで」を「ニまで」に改め、同項ただし書中「第十六条第一項第五号ホ又はヘ」を「第十六条第一項第五号ハ又はニ」に改め、同項第四号イ中「第十六条第五号ニ」を「第十六条第五号口」に改め、「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同号中ホを削り、ヘをホとし、トをヘとする。

第二十二条第一項中「及び二」を「及び口」に改め、「(当該経営強化計画に同号口に掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該事項を含む。)」を削り、同条第二項第三号中「第十六条第一項第五号口」に改め、「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加える。

第二十三条第三項中「及び経営管理責任」を削り、同項中第二号を削り、第三号を第二号と

し、同条第五項の表第十九条第三項の項中「ホまで」を「ニまで」に、「第十六条第一項第五号ニ」を「第十六条第一項第五号口」に改める。

第二十四条第三項中「掲げる事項が記載されている場合にあっては当該事項を、同号ニ」を削り、「当該方策」を「当該方策」に改め、同

条第四項第三号中「第十六条第一項第五号ニ」を「第十六条第一項第五号口」に改め、「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同項第四号中「第十六条第一項第五号ニ」を「第十六条第一項第五号口」に改め、「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同項第四号中「第十六条第一項第五号ニ」を「第十六条第一項第五号口」に改め、「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同号中ホを削り、ヘをホとし、トをヘとする。

第二十五条第一項中「次章」を「第五章」に改め、同条第二項中「並びに当該引受け又は貸付が行われる場合における経営責任の明確化に関する事項」を削り、同項第一号中「第五号」を「第四号」に改め、同項第二号中「口及び二」を「及び口」に改める。

第二十六条中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第二十七条第二項第三号中「第十六条第一項第五号ニ」を「第十六条第一項第五号口」に改め、「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同項第四号中「第十六条第一項第五号ニ」を「第十六条第一項第五号口」に改め、「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同号中ホを削り、ヘをホとし、トをヘとする。

第二十八条第二項第三号中「第十六条第一項第五号ニ」を「第十六条第一項第五号口」に改め、「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同号中ホを削り、ヘをホとし、トをヘとする。

第二十九条第二項第三号中「第十六条第一項第五号ニ」を「第十六条第一項第五号口」に改め、「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同号中ホを削り、ヘをホとし、トをヘとする。

第三十条第二項第三号中「第十六条第一項第五号ニ」を「第十六条第一項第五号口」に改め、「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同号中ホを削り、ヘをホとし、トをヘとする。

第三十一条第二項第三号中「第十六条第一項第五号ニ」を「第十六条第一項第五号口」に改め、「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同号中ホを削り、ヘをホとし、トをヘとする。

第三十二条第二項第三号中「第十六条第一項第五号ニ」を「第十六条第一項第五号口」に改め、「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同号中ホを削り、ヘをホとし、トをヘとする。

第三十三条第二項第三号中「第十六条第一項第五号ニ」を「第十六条第一項第五号口」に改め、「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同号中ホを削り、ヘをホとし、トをヘとする。

第三十四条第二項第三号中「第十六条第一項第五号ニ」を「第十六条第一項第五号口」に改め、「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同号中ホを削り、ヘをホとし、トをヘとする。

第三十五条第二項第三号中「第十六条第一項第五号ニ」を「第十六条第一項第五号口」に改め、「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同号中ホを削り、ヘをホとし、トをヘとする。

第三十六条第二項第三号中「第十六条第一項第五号ニ」を「第十六条第一項第五号口」に改め、「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同号中ホを削り、ヘをホとし、トをヘとする。

第三十七条第二項第三号中「第十六条第一項第五号ニ」を「第十六条第一項第五号口」に改め、「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同号中ホを削り、ヘをホとし、トをヘとする。

第三十八条第二項第三号中「第十六条第一項第五号ニ」を「第十六条第一項第五号口」に改め、「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同号中ホを削り、ヘをホとし、トをヘとする。

第三十九条第二項第三号中「第十六条第一項第五号ニ」を「第十六条第一項第五号口」に改め、「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同号中ホを削り、ヘをホとし、トをヘとする。

第四十条第二項第三号中「第十六条第一項第五号ニ」を「第十六条第一項第五号口」に改め、「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同号中ホを削り、ヘをホとし、トをヘとする。

第四十一条第二項第三号中「第十六条第一項第五号ニ」を「第十六条第一項第五号口」に改め、「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同号中ホを削り、ヘをホとし、トをヘとする。

第四十二条第二項第三号中「第十六条第一項第五号ニ」を「第十六条第一項第五号口」に改め、「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同号中ホを削り、ヘをホとし、トをヘとする。

第五号口」に、「第四条第一項第七号に」を、「第四条第一項第七号に」に改める。

第四章の次に次の二章を加える。

第四章の二 協同組織中央金融機関等に

対する資本の増強に関する特別措置

(優先出資の引受け等に係る申込み)

第三十四条の二 機構は、協同組織中央金融機関等(協同組織中央金融機関及び農林中央金庫等)に

協同組織中央金融機関等及び協同組織金融機関等(次に掲げる者をいい、当該協同組織中央金融機関等の会員であるものに限る。以下

この章において同じ。)による金融機能の発揮の促進に必要な当該協同組織中央金融機関等の自己資本の充実のために行う優先出資の引受け等(優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費

貸借による貸付けをいう。以下同じ。)に係る申込み(預金保険法第五十九条第一項、第六

十九条第一項、第一百一条第一項及び第一百五十二条第一項第五号に掲げる事項を含む。)を受けたと

第一項の規定によるものを除く。)を受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織中央金融機関等と連名で、当該申込みに係る優先出

資の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

官 報 (号 外)

二 第二条第一項第十号から第十二号までに掲げる者

三 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を行う農業協同組合

四 水産業協同組合法第十二条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合

五 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合

(協同組織金融機能強化方針)

第三十四条の三 協同組織中央金融機関等が前条の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項について金融機能の発揮に係るものを記載した協同

組織金融機能強化方針(協同組織金融関係機関による金融機能の発揮を促進するための方針をいう。以下同じ。)並びに当該申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

一 収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項として主務省令で定めるもの

三 前二号に規定する方策を実施するために

当該協同組織中央金融機関等が特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

四 前条の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項として主務省令で定めるもの

五 当該協同組織中央金融機関等における従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

六 その他政令で定める事項

2 内閣総理大臣は、前項の規定により協同組織金融機能強化方針並びに優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは、金融機能強化審査会の意見を聴くものとする。

3 第一項第三号の「特別関係協同組織金融機関等」とは、協定銀行が次条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行つた協同組織中央金融機関等に係る取扱優先出資(同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した優先出資をいい、分割された優先出資を含む。以下この章において同じ。)又は取得貸付債権(同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められた場合として政令で定める場合でないことを。

五 この項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資(分割された優先出資を含む。)又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められた場合として政令で定める場合でないことを。

六 協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等により適切に資産の査定がされていること。

に対し優先出資の引受け等その他の主務省令で定める支援(以下この項において「特定支援」という。)に係る申込みをし、かつ、当該

協同組織中央金融機関等が当該申込みに係る特定支援を行つた協同組織金融機関等(前条第二号から第五号までに掲げる者にあつては、農林中央金庫に対し特定支援に係る申込みをした場合において、農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)第三十三条の規定により同条の指定支援法人に対し当該申込みに係る特定支援の要請をし、かつ、当該指定支援法人が当該要請を受けて当該特定支援を行つた者を含む。)をいう。

(優先出資の引受け等の決定)

第三十四条の四 主務大臣は、前条第一項の規定により協同組織金融機能強化方針並びに第三十四条の二の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一 協同組織金融機能強化方針に記載された事項が協同組織金融関係機関による金融機能の発揮を促進するためには適切なものであることを。

二 協同組織金融機能強化方針に記載された事項が円滑かつ確實に実施されると見込まれること。

三 協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等が預金保険法第一条第四項に規定する破綻金融機関、農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等でないこと。

四 第三十四条の二の申込みに係る優先出資の引受け等が協同組織金融機能強化方針の内容及び協同組織金融関係機関の自己資本の充実の状況に照らし適切な範囲であることを。

五 この項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資(分割された優先出資を含む。)又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないことを。

六 協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等により適切に資産の査定がされていること。

2 前項の規定による決定を受けた協同組織中央金融機関等は、他の法律の規定にかかわらず、協定銀行が当該協同組織中央金融機関等

資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、当該決定に係る協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況に照らして必要があると認めるときは、当該協同組織金融機能強化方針に記載された事項の適切な実施を確保するため、その必要な限度において、

当該協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等に対し、当該事項の実施状況に参考となるべき報告又は資料の提出、特別関係協同組織金融機関等に対する経営指導の改善のための措置その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

五の二 第三十四条の四第一項の規定による決定に従い協同組織中央金融機関等が発行する優先出資の引受けを行うこと。

五の三 第三十四条の四第一項の規定による決定に従い協同組織中央金融機関等に対する優先出資の引受けを行うこと。

五の四 第三十四条の四第四項を加え、同条第二項中「第三十五条第二項第五号の次に次の二号を加える。」

第三十七条第一項中「含む。」の下に「又は第七号」を「第七号の二」に改める。

第四十八条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「履行状況」の下に「又は第四章の二の規定により提出された協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況」を加える。

第五十九条第一項第七号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 第三十四条の八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第三十四条の九の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第三十五条第二項第六号中「又は第二十条第二項に規定する取得株式等」を「第二十条第二項に規定する取得株式等又は第三十四条の三第三項に規定する取得優先出資」に改め、同項第七号中「又は第二十条第一項に規定する取得貸付債権」を「第二十条第一項に規定する取得貸

付債権又は第三十四条の三第三項に規定する取付債権」に改める。

第三十六条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 協定銀行は、第三十四条の四第一項の規定による決定に従い優先出資の引受け等を行うこと。

第三十六条第一項第七号の次に次の一号を加える。

付債権又は第三十四条の三第三項に規定する取付債権」に改める。

第三十六条第一項第三号の次に次の一号を加える。

付債権又は第三十四条の三第三項に規定する取付債権」に改める。

第三十六条第一項第三号の次に次の一号を加える。

(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正)

第二条 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経営強化計画についての経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下「旧法」という。)第五条第一項又は第十七条第一項の規定によりされた決定に係る経営強化計画(経営の強化のための計画をいう。)については、旧法第二章又は第三章の規定は、なおその効力を有する。

第三条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十条の二を第八十条の三とし、第八十条の次に次の一条を加える。

(認定経営基盤強化計画等に基づき行う登記の税率の軽減)

第八十条の二 次の各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、金

融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十号)第七条に規定する認定経営基盤強化計画に係る同法第三条又は第六条第一項の認定(金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正)

第二条 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第三条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

二 合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加千分の三・五

額の増加千分の一(それぞれ資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の三・五)

官 報 (号外)

平成二十年十二月十二日 參議院會議錄第十三号 投票者氏名

二四

投票者氏名	島田智哉子君	下田 敦子君	水戸 将史君	伊達 忠一君
日程第一 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案(第百六十九回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)	高橋 千秋君	主濱 了君	峰崎 直樹君	塚田 一郎君
賛成者氏名	鈴木 寛君	谷 博之君	森 ゆうこ君	鶴保 康介君
足立 信也君	千葉 景子君	津田弥太郎君	高嶋 良充君	中川 雅治君
青木 愛君	外山 斎君	辻 泰弘君	鈴木 陽悦君	柳澤 光美君
家西 悟君	轟木 利治君	富岡由紀夫君	武内 則男君	中曾根弘文君
石井 一君	中谷 智司君	那谷屋正義君	谷岡 郁子君	中村 博彦君
犬塚 直史君	内藤 友近	徳永 久志君	辻 泰弘君	西田 昌司君
植松恵美子君	梅村 聰君	秋元 司君	秋元 沙織君	柳田 稔君
小川 勝也君	大石 尚子君	有村 治子君	青木 幹雄君	吉川 隆治君
尾立 源幸君	大河原雅子君	石井みどり君	浅野 勝人君	山根 恭子君
大石 正光君	大久保潔重君	岩城 光英君	古川 芳正君	峰崎 直樹君
大久保 勉君	大塚 耕平君	磯崎 陽輔君	松田 俊治君	塚田 一郎君
大島九州男君	加賀谷 健君	岡田 直樹君	丸川 珠代君	室井 邦彦君
岡崎トミ子君	風間 直樹君	衛藤 晟一君	岩永 浩美君	水岡 俊一君
加藤 敏幸君	神本美恵子君	萩原 健司君	市川 一朗君	塚田 駿君
金子 恵美君	川合 孝典君	加納 時男君	泉 準一君	水岡 俊一君
川崎 稔君	平山 幸司君	河合 常則君	佐藤 信也君	中川 雅治君
嘉納 昌吉君	藤末 健三君	岸 宏一君	岡田 広君	中曾根弘文君
工藤堅太郎君	藤原 光信君	岸 宏一君	山内 俊夫君	中村 博彦君
小林 正夫君	川上 義博君	河合 常則君	森 まさこ君	塚田 一郎君
輿石 東君	木俣 佳丈君	佐藤 祐司君	山内 俊夫君	鶴保 康介君
佐藤 公治君	行田 邦子君	藤本 幸久君	山田 俊男君	谷川 秀善君
櫻井 充君	佐藤 彰君	福山 哲郎君	山本 一太君	伊達 忠一君
芝 博一君	佐藤 泰介君	佐藤 信秋君	吉田 博美君	塚田 一郎君
松野 大悟君	佐藤 信介君	坂本由紀子君	佐藤 弘介君	鶴保 康介君
円 より子君	佐藤 徹君	佐藤 信秋君	佐藤 弘介君	中川 雅治君
松浦 増子	佐藤 正保君	佐藤 信秋君	佐藤 弘介君	柳澤 光美君
信夫君	輝彦君	佐藤 信秋君	佐藤 弘介君	中曾根弘文君
円 より子君	佐藤 正保君	佐藤 信秋君	佐藤 弘介君	中村 博彦君
佐藤 未松	佐藤 信介君	佐藤 信秋君	佐藤 弘介君	塚田 一郎君
田村耕太郎君	世耕 弘成君	佐藤 信秋君	佐藤 弘介君	鶴保 康介君
浜田 谷合	浜田 昌良君	佐藤 信秋君	佐藤 弘介君	中川 雅治君
澤 昌良君	澤 正明君	佐藤 信秋君	佐藤 弘介君	柳澤 光美君
草川 昭三君	草川 昭三君	佐藤 信秋君	佐藤 弘介君	中曾根弘文君
加藤 修一君	加藤 修一君	佐藤 信秋君	佐藤 弘介君	中村 博彦君
脇 雅史君	脇 雅史君	佐藤 信秋君	佐藤 弘介君	塚田 一郎君
吉田 博美君	吉田 博美君	佐藤 信秋君	佐藤 弘介君	鶴保 康介君
山本 一太君	山本 一太君	佐藤 信秋君	佐藤 弘介君	中川 雅治君
吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	佐藤 信秋君	佐藤 弘介君	柳澤 光美君
山本 順三君	山本 順三君	佐藤 信秋君	佐藤 弘介君	中曾根弘文君
若林 正俊君	若林 正俊君	佐藤 信秋君	佐藤 弘介君	中村 博彦君
荒木 清寛君	荒木 清寛君	佐藤 信秋君	佐藤 弘介君	塚田 一郎君
浮島とも子君	浮島とも子君	佐藤 信秋君	佐藤 弘介君	鶴保 康介君
風間 裕君	風間 裕君	佐藤 信秋君	佐藤 弘介君	中川 雅治君
木庭健太郎君	木庭健太郎君	佐藤 信秋君	佐藤 弘介君	柳澤 光美君
白浜 一良君	白浜 一良君	佐藤 信秋君	佐藤 弘介君	中曾根弘文君
西田 實仁君	西田 實仁君	佐藤 信秋君	佐藤 弘介君	中村 博彦君
浜四津敏子君	浜四津敏子君	佐藤 信秋君	佐藤 弘介君	塚田 一郎君

官報(号外)

反対者氏名	弘友 和夫君	松 あきら君	磯崎 陽輔君
	山口那津男君	山下 栄一君	岩城 光英君
山本 香苗君	山本 博司君	鰐淵 康弘君	渡辺 康弘君
	渡辺 孝男君	洋子君	大江 康弘君
荒井 広幸君	渡辺 秀央君	岡田 荻原	松下 新平君
	山東 昭子君	直樹君	渡辺 新平君
市田 忠義君	木村 仁君	木村 加納	鶴淵 洋子君
	龜井 郁夫君	信夫君	渡辺 秀央君
森田 高君	長谷川憲正君	岸 岸	岡田 広君
	井上 哲士君	正勝君	岡田 広君
市田 忠義君	紙 智子君	小池 岸	加治屋義人君
	龜井 郁夫君	信夫君	神取 忍君
近藤 正道君	長谷川憲正君	河合 常則君	北川イッセイ君
	井上 哲士君	順子君	忍君
小池 晃君	仁比 聰平君	川口 木村	岡田 広君
	福島みずほ君	木村 仁君	大島九州男君
山内 德信君	山下 芳生君	岸 岸	市川 一朗君
	坂本由紀子君	正勝君	磯崎 陽輔君
川田 龍平君	又市 征治君	佐藤 信秋君	岩永 浩美君
	田中 直紀君	祥肇君	溝手 顕正君
日程第二 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	仁比 聰平君	佐藤 信秋君	岡田 直樹君
	近藤 正道君	佐藤 信秋君	矢野 哲朗君
賛成者氏名	岸 宏一君	佐藤 信秋君	山崎 正昭君
	岸 宏一君	昭男君	山谷えり子君
愛知 治郎君	岸 宏一君	吉村剛太郎君	山崎 正昭君
	一〇八名	山本 順三君	吉田 俊男君
秋元 司君	青木 幹雄君	吉田 俊男君	山田 一太君
	石井 勝人君	吉田 俊男君	吉田 博美君
有村 治子君	泉 信也君	吉田 俊男君	市川 一朗君
	石井 準一君	吉田 俊男君	磯崎 陽輔君
石井みどり君	泉 信也君	吉田 俊男君	岩永 浩美君
	泉 信也君	吉田 俊男君	森 まさこ君
松村 夷添君	西島 中曾根弘文君	吉田 俊男君	水落 敏栄君
	西島 中曾根弘文君	吉田 俊男君	丸川 珠代君
祥史君	中山 恭子君	吉田 俊男君	丸川 珠代君
	中山 恭子君	吉田 俊男君	松山 政司君
松村 古川君	林 芳正君	吉田 俊男君	水落 敏栄君
	林 芳正君	吉田 俊男君	森 まさこ君
松村 要一君	西島 英利君	吉田 俊男君	小川 勝也君
	西島 英利君	吉田 俊男君	小川 敏夫君
松村 牧野たかお君	橋本 聖子君	吉田 俊男君	大石 尚子君
	橋本 聖子君	吉田 俊男君	大河原雅子君
松田 岩夫君	橋本 聖子君	吉田 俊男君	大久保潔重君
	橋本 聖子君	吉田 俊男君	大久保潔重君
松村 龍二君	南野知恵子君	吉田 俊男君	大島尚保君
	南野知恵子君	吉田 俊男君	大島尚保君
足立 信也君	二之湯 智君	吉田 俊男君	大島尚保君
	二之湯 智君	吉田 俊男君	大島尚保君
石井 家四君	渡辺 秀央君	吉田 俊男君	大島尚保君
	吉田 俊男君	吉田 俊男君	大島尚保君
一川 保夫君	相原久美子君	吉田 俊男君	大島尚保君
	相原久美子君	吉田 俊男君	大島尚保君
一川 修次君	浅尾慶一郎君	吉田 俊男君	大島尚保君
	吉田 俊男君	吉田 俊男君	大島尚保君
辻 泰弘君	鈴木 阳悦君	吉田 俊男君	大島尚保君
	鈴木 阳悦君	吉田 俊男君	大島尚保君
外山 斎君	鈴木 良充君	吉田 俊男君	大島尚保君
	鈴木 良充君	吉田 俊男君	大島尚保君
谷岡 郁子君	鈴木 寛君	吉田 俊男君	大島尚保君
	鈴木 寛君	吉田 俊男君	大島尚保君
千葉 景子君	田名部匡省君	吉田 俊男君	大島尚保君
	田名部匡省君	吉田 俊男君	大島尚保君
津田弥太郎君	高橋 博之君	吉田 俊男君	大島尚保君
	高橋 博之君	吉田 俊男君	大島尚保君
斎君	千秋君	吉田 俊男君	大島尚保君
	千秋君	吉田 俊男君	大島尚保君

官 報 (号 外)

平成二十年十二月十二日

參議院會議錄第十三號 投票者氏名

二六

官 報 (号 外)

平成二十年十二月十二日

參議院會議錄第十三号

投票者氏名

蓮 航君	青木 幹雄君	淺野 勝人君	石井 準一君	泉 信也君	岩永 浩美君	尾辻 秀久君	岡田 広君	加治屋義人君	神取 忍君	河合 常則君	岸 宏一君	北川イッセイ君	小泉 昭男君	佐藤 昭郎君	佐藤 正久君	椎名 一保君	末松 信介君	世耕 弘成君	佐藤 一郎君	鈴木 政二君	伊達 忠一君	塚田 一郎君	中川 雅治君	中曾根弘文君	中山 恭子君	西島 英利君	野村 哲郎君	長谷川大紋君	二之湯 智君	西田 昌司君	南野知恵子君
蓮 航君	青木 幹雄君	浅野 勝人君	石井 準一君	泉 信也君	岩永 浩美君	尾辻 秀久君	岡田 広君	加治屋義人君	神取 忍君	河合 常則君	岸 宏一君	北川イッセイ君	小泉 昭男君	佐藤 昭郎君	佐藤 正久君	椎名 一保君	末松 信介君	世耕 弘成君	佐藤 一郎君	鈴木 政二君	伊達 忠一君	塚田 一郎君	中川 雅治君	中曾根弘文君	中山 恭子君	西島 英利君	野村 哲郎君	長谷川大紋君	二之湯 智君	西田 昌司君	南野知恵子君
蓮 航君	青木 幹雄君	浅野 勝人君	石井 準一君	泉 信也君	岩永 浩美君	尾辻 秀久君	岡田 広君	加治屋義人君	神取 忍君	河合 常則君	岸 宏一君	北川イッセイ君	小泉 昭男君	佐藤 昭郎君	佐藤 正久君	椎名 一保君	末松 信介君	世耕 弘成君	佐藤 一郎君	鈴木 政二君	伊達 忠一君	塚田 一郎君	中川 雅治君	中曾根弘文君	中山 恭子君	西島 英利君	野村 哲郎君	長谷川大紋君	二之湯 智君	西田 昌司君	南野知恵子君
蓮 航君	青木 幹雄君	浅野 勝人君	石井 準一君	泉 信也君	岩永 浩美君	尾辻 秀久君	岡田 広君	加治屋義人君	神取 忍君	河合 常則君	岸 宏一君	北川イッセイ君	小泉 昭男君	佐藤 昭郎君	佐藤 正久君	椎名 一保君	末松 信介君	世耕 弘成君	佐藤 一郎君	鈴木 政二君	伊達 忠一君	塚田 一郎君	中川 雅治君	中曾根弘文君	中山 恭子君	西島 英利君	野村 哲郎君	長谷川大紋君	二之湯 智君	西田 昌司君	南野知恵子君
蓮 航君	青木 幹雄君	浅野 勝人君	石井 準一君	泉 信也君	岩永 浩美君	尾辻 秀久君	岡田 広君	加治屋義人君	神取 忍君	河合 常則君	岸 宏一君	北川イッセイ君	小泉 昭男君	佐藤 昭郎君	佐藤 正久君	椎名 一保君	末松 信介君	世耕 弘成君	佐藤 一郎君	鈴木 政二君	伊達 忠一君	塚田 一郎君	中川 雅治君	中曾根弘文君	中山 恭子君	西島 英利君	野村 哲郎君	長谷川大紋君	二之湯 智君	西田 昌司君	南野知恵子君

反対者氏名

井上 哲士君

紙 智子君

市田 忠義君

小池 晃君

仁比 聰平君

七名

渡辺 秀央君

川田 龍平君

山東 昭子君

糸数 慶子君

林 芳正君

藤井 孝男君

古川 俊治君

田中 直紀君

七名

反対者氏名

井上 哲士君

紙 智子君

市田 忠義君

小池 晃君

仁比 聰平君

七名

渡辺 秀央君

川田 龍平君

山東 昭子君

糸数 慶子君

林 芳正君

藤井 孝男君

古川 俊治君

田中 直紀君

七名

前回答弁書はなお重要な点で疑義があるので、再度以下の通り質問する。

1 「一についての答弁」について

「国土交通省が中国電力本社を訪問して、内部告発について情報提供した行為は、『国

家公務員法』百条(守秘義務違反)と考へてい

るが、政府としての見解を明らかにされた

浮島とも子君

吉村剛太郎君

若林 正俊君

荒木 清寛君

山本 順三君

吉田 博美君

脇 雅史君

鯨住裕一郎君

加藤 修一君

澤 雄二君

谷合 正明君

浜田 昌良君

佐藤 和夫君

山口那津男君

中川 香苗君

渡辺 孝男君

近藤 正道君

渕上 貞雄君

山内 德信君

大江 康弘君

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年十一月二十五日

又市 征治

参議院議長 江田 五月殿

発電用ダムの国への報告データ改竄・隠蔽に

に関する再質問主意書

中国電力俣野川発電所土用ダムの「国への報告

データ」が五年間にわたり改竄・隠蔽されていた

こと、その過程で公益通報者の報復、反対意見

書の抹殺があつたこと、そして虚偽のデータで合

格した三号、四号機の運転を継続していることに

ついて、私は一〇月二三日に質問主意書(第一七

〇回国会質問第六二号)を提出したところ、同三

一日に答弁書(内閣參質一七〇第六二号。以下「前

回答弁書」という。)を得た。

全く国民の知る権利を蹂躪し、公益通報者の保護に反し、また政府が予定している消費者庁設立の理念とも相容れない。

前回答弁書はなお重要な点で疑義があるので、再度以下の通り質問する。

1 「一についての答弁」について

「国土交通省が中国電力本社を訪問して、内部告発について情報提供した行為は、『国

家公務員法』百条(守秘義務違反)と考へてい

るが、政府としての見解を明らかにされた

い旨の質問に対し、答弁がないが、なぜ答弁書から外したのか、その理由について説明

願いたい。

国土交通省河川局の池田課長は「当時

中国地方整備局長だつた甲村現河川局長は中

國電力へ担当官が訪問して情報提供し、調査

を申し入れたことは承知していた」旨はつき

りと述べている(「国土交通省は『内部告発者

をこうして裏切った!」、「ウイークリープレ

イボーイ」(平成二〇年七月七日号)、集英

社)。

このことは、甲村現河川局長を含め当時の

関係者全てが、國家公務員法に違反していた

ことになる。取材に対し内閣府国民生活局の

近藤正堂政策調査員は、「公務員として知りえた秘密を外に出すこと自体、守秘義務違反（国家公務員法百条違反）になると思います」とはつきり答えている。よつて明らかに、「国家公務員法」百条（守秘義務）違反と考えるが、政府としての見解を説明願いたい。

2 公益通報者保護法違反について

前回答弁書で国土交通省は「公益通報者保護法」に反しないと言っているが、前出の近藤政策調査員は、「利益が相反する立場の当事者に、これだけ安易に情報が流れてしまうものなのか」、「自分たちは誰が告発したのかわからぬ形で情報を出した」と言つたところで、これが端緒となつて告発者が突き止められてしまえば、結果は「一緒ですよ」と述べている。国土交通省の言い訳ではなく、政府としての見解を明らかにされたい。このことは政府が提出している「消費者庁」法案の根幹にかかる問題である。もし国土交通省と同じ考え方であるのであればその理由も併せて明らかにされたい。

二 三についての答弁について

前回答弁書で国土交通省及び経済産業省は「意見書（反論書）」について、ダムの安全性に関する新たな情報を含むものでなく、法律に基づく処分等に影響を与えるものでないと判断した旨述べている。ところが経済産業大臣から中国

電力社長にあてた要求文書「電気事業法第一〇六条第三項の規定に基づく報告徴収について」

（平成一八・一一・〇一原第四号）の中では、中電技術コンサルタントとの議事録、メール等のやりとりの記録等全てを国に提出するよう命じている。これら提出物の中に当時鳥取支店の担当マネージャーの書いた議事録が提出されているはずであり、これら議事録を見れば、中国電力が提出した「調査報告書」は捏造されたものであることがわかるはずである。

両省が無視した「意見書（反論書）」にはまさに

このことが指摘されている。この「調査報告書」は明らかに国へ偽造した文書を提出したことになり、公文書偽造あるいは、私文書偽造になると考えるが、前回答弁書では眞面目に答えていない。政府の見解を改めて問う。

三 「五についての答弁」について

前回答弁書で、経済産業省としては、土用ダムの安全性について厳格に確認した結果、土用ダムが電気事業法に基づく技術基準に適合するように維持されており運転の継続に支障がないことを確認している旨答弁しているが、前回答弁書の「七について」では、「国土交通省中国地方整備局の担当者が、目視による土用ダムの堤体の外観調査等を行つたものであり、当該調査に係る詳細な報告書は存在しない」と答弁しているのみである。経済産業省は国土交通省の

「目視」による結果のみに依拠しているのか、それとも国土交通省とは別に検査したのか、別に

検査したのであれば詳細報告書を開示された。このようないい加減な検査に基づくかぎり、「改竄データをもとに実施した『使用前検査』をやり直す必要がない」ということはなら

ないし、住民のダムの安全性に対する不安を払拭することにはならないと考えるが、政府の見解を説明されたい。

また経済産業省は、「電気事業法に基づき中國電力が定めた保安規程の変更命令や中国電力本社への立入検査を行うなど、再発防止の観点から指導監督を行つた」と答弁しているが、そもそも保安規程は発電所が使用前検査に合格して、運転に入つてからの規制を定めたものであるに対し、使用前検査は運転開始前の性能検査であるから、両者は性格も時点も違う。さらに当方での調査では、経済産業省が中国電力本社への立入検査を行つたという情報はない。

何時、経済産業省の誰が中国電力本社への立入検査を行つたのか明らかにされたい。

四 本質問の主旨を真摯に受け止め、直ちに俣野川三号機、四号機を停止して、「使用前検査」をやり直すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十年十二月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員又市征治君提出発電用ダムの国への報告データ改竄・隠蔽に関する再質問に対する答弁書
別紙答弁書を送付する。

参議院議員又市征治君提出発電用ダムの国への報告データ改竄・隠蔽に関する再質問に対する答弁書

一の1について
先の答弁書（平成二十年十月三十一日内閣参

質一七〇第六二号。以下「前回答弁書」という。）についてでお答えした「公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）の趣旨等」について

は、御指摘の国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二百条を含めたものとしてお答え

したところである。

一の2について
前回答弁書一についてでお答えしたとおり、内部告発者が特定されないよう配慮しつつ、中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）に事

実関係の調査を求めたものであり、このことが公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十号）の趣旨に反するものではないと考えています。

二について
国土交通省及び経済産業省としては、御指摘

の「意見書(反論書)」においては、中国電力俣野川発電所土用ダム(以下「土用ダム」という。)の

ダム堤体の沈下量等のデータの改ざん事案に関する中国電力の調査報告書(以下「調査報告書」)

という。(に対する筆者の見解が述べられているものと承知しているが、調査報告書に記載されている土用ダムのダム堤体の沈下量等に関するデータ等に加えて、土用ダムの安全性に関する新たな情報を含むものではないことから、河川

法(昭和三十九年法律第二百六十七号)及び電気事業法(昭和三十九年法律第二百七十号)に基づく処分等に影響を与えるものではないと判断したるものである。なお、御指摘の「当時鳥取支店の担当マネージャーの書いた議事録」は、調査報告書には含まれていない。

官報(号外)

四について

前回答弁書五についてでお答えしたとおり、経済産業省としては、電気事業法に基づき、土用ダムの安全性について厳格に確認を行った結果、土用ダムが電気事業法に基づく技術基準に適合するように維持されており、運転の継続に支障がないことを確認したものである。

医薬品の販売体制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年十一月二十五日

又市 征治

参議院議長 江田 五月殿

3

医薬品の販売時には販売者側からの医薬品に関する「適切な情報提供」が行われて、購入

者に十分理解してもらうことが重要である。

また、購入者の疑問や要望を受けたときは、「適切な相談応需」が行われることが必要である。

情報量に関していえば、医薬品の適切な選択と適正な使用のためには、情報量が多ければよいというのではなくて、購入者にとって必要な情報を効率よく提供する必要がある。

4

一般的なインターネット商品の消費者ニーズは、時間的に制限のある購入者とか、地理的に制限のある購入者、更には、店頭での購入をためらう商品に関しての購入者である。

また、お尋ねの中国電力本社への立入検査は、平成二十年二月二十一日に、経済産業省原予力安全・保安院電力安全課電気保安室長以下六名が行つたものである。

必要性・重要性が指摘され、第一類医薬品、第二類医薬品をインターネット販売や通信販

売に開放することについては、否定的な意見が相次ぎ、更に参考人質疑においても、反対の意見があつたと承知しているが、インターネットによる医薬品販売の在り方に対する政府の見解を示されたい。

2 インターネットによる販売解禁を求める側は「省令案での第三類医薬品のみのインターネット販売では、国民の利便性を損なう。第一、二類医薬品も販売できるよう」と猛烈に規制緩和を働きかけており、これに反対する薬剤師会等薬業団体、薬害被害者団体、更に厚生労働省と対立していると聞いているが事実か。

3 医薬品の販売時には販売者側からの医薬品に関する「適切な情報提供」が行われて、購入者に十分理解してもらうことが重要である。

また、購入者の疑問や要望を受けたときは、「適切な相談応需」が行われることが必要である。

情報量に関していえば、医薬品の適切な選択と適正な使用のためには、情報量が多ければよいというのではなくて、購入者にとって必要な情報を効率よく提供する必要がある。

1 インターネットによる医薬品販売について、医薬品販売の可否について、及び医薬品配置販売業従事者への「一定水準の講習等」について以下質問する。

2 平成一八年三月に国会に提出された、一般用医薬品の販売制度を見直す薬事法改正案の

参議院・衆議院での質疑の際には対面販売の他方、薬の正しい選択のためには販売専門家の側も、医療行為に抵触しない範囲で、購

入者から情報収集を行う、例えば購入者の状況、つまり言葉にならない購入者の情報収集をすることが必要である。

これらを確実に行うには、購入者と専門家がその場で直接やり取りができる「対面販売」が不可欠である。しかしオンラインドラッグ協会へのヒアリングでは、オンラインで相談があつたタイミングではなく二四時間以内に返事をしたり翌日にまわつてしまつこともあります。

本来、専門家による情報提供は、マニュアル通り又は機械的に情報を提示することではなく、購入者の状況に即して適切に必要な情報提供することであろう。

こうした直接やり取りができる「対面販売」と同等の対応が、遠隔地のコンピュータディスプレイ上において可能であると考えるのか、政府の見解を示されたい。

このようにして購入者の状況に即して適切に必要な情報提供することである。

本來、専門家による情報提供は、マニュアル通り又は機械的に情報を提示することではなく、購入者の状況に即して適切に必要な情報提供することである。

こうした直接やり取りができる「対面販売」と同等の対応が、遠隔地のコンピュータディスプレイ上において可能であると考えるのか、政府の見解を示されたい。

3 一般的なインターネット商品の消費者ニーズは、時間的に制限のある購入者とか、地理的に制限のある購入者、更には、店頭での購入をためらう商品に関しての購入者である。「安い」、「配達してくれる」、「ポイントがたまる」等がその利点だと公表されていて、安全性が問題にされていない。

別の調査では、ネット利用者でも「医薬品はネットでは買わない」とか、「規制すべき」と考えている人が多いという結果が出ている。

解禁論者は、インターネット通販業者のみが地理的に不便な地域へのサービスを提供できるがごとく標榜しているが、過疎などの地域へのサービスは既に置き業者・配置販売業者が行っているのであり、そこでは対面販売が行われている。

消費者ニーズに応じることも必要だが、医薬品という健康・安全に直結した特別な商品にあっては、専門家による対面販売によって、健康保持、薬害の防止、安心と安全を守ることが国民にとって大切であり、対面販売の重要性を啓発すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

2 厚生労働省の素案と言われている通知のまでは、利害関係者が講習を行う可能性が生じ、自社製品及び取り扱い品目に対する重要な情報(過去の薬害)の過小評価や客観性を欠いた伝達、更に販売テクニック等の講習が行われる可能性を否定できない。

厚生労働省の素案と言われている通知のまでは、利害関係者が講習を行う可能性が生じ、自社製品及び取り扱い品目に対する重要な情報(過去の薬害)の過小評価や客観性を欠いた伝達、更に販売テクニック等の講習が行われる可能性を否定できない。

3 現状において配置販売業者の団体は、既存配置販売業者及び新配置販売業者を分離する予定はないとしている。個々人による講習は事実上困難であるから、「配置販売業者の団体」が主催等をして個々人を受講させ、客観性、透明性を確保する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

4 現状において配置販売業者の団体は、既存配置販売業者及び新配置販売業者を分離する予定はないとしている。個々人による講習は事実上困難であるから、「配置販売業者の団体」が主催等をして個々人を受講させ、客観性、透明性を確保する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

5 考えるが、政府の見解を示されたい。

3 既存配置販売業者が第二類医薬品を扱うことについて、関係者の間で問題視されてきた。しかし、消費者にとって必要な(既存配置販売業者とを考えられている。しかし、既存配置販売業者の多くは薬剤師や登録販売者ではなく、これから必要とされる専門的な技術または知識を従事者に客観性、透明性を持って伝えることは難しく、専ら販売テクニックの伝授にのみに終始することを否定できず、講習等の実施者になりえないのではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

4 現状において配置販売業者の団体は、既存配置販売業者及び新配置販売業者を分離する予定はないとしている。個々人による講習は事実上困難であるから、「配置販売業者の団体」が主催等をして個々人を受講させ、客観性、透明性を確保する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

5 考えるが、政府の見解を示されたい。

二 医薬品配置販売業者の「一定水準の講習等」について

平成二〇年一月三一日付で、既存医薬品配置販売業者に「一定水準の講習等」の実施を努力義務化する厚生労働省医薬食品局長通知ができた。法施行後直ちに講習等を実施しなければならない各自治体並びに事業者はその発表内容を注視している。

1 「一定水準の講習等」の厚生労働省素案では、講習等を実施する根拠は、旧法第三四条

既往の類似分野をみると、医療機器販売業における講習については、「責任技術者講習等を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと」との規定の下に実施されている(薬事法施行規則第九一条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録に関する省令第二条第一項第五号)。

そこで、これを参考にし、本件講習等について、医薬品についての情報提供が十分に行えないと、医薬品が不適切に使用される危険性が大きいものと考えている。

平成二十一年十二月五日

参議院議長 江田 五月殿

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議員又市征治君提出医薬品の販売体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

1の1について

参議院議員又市征治君提出医薬品の販売体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

1の4について

国民の安全と安心を確保する観点からは、一般用医薬品の販売に当たっては、薬剤師等が購入者に対して対面によりその使用等について適切な情報提供を行うことが重要であると考えており、国民に対して、このような対面販売の重要性を啓発してまいりたい。

二の1について
御指摘の講習、研修等の内容については、現在、検討しているところであるが、配置員の資質の向上に関する既存配置販売業者(改正法附則第十条に規定する既存配置販売業者をいう。以下同じ。)の努力義務について規定している改正法附則第十二条の趣旨並びに既存配置販売業者は医薬品の販売業の許可を受けており、その業務についての責任及び知識経験を有しているものと考えられることを踏まえると、既存配置販売業者が、その配置員に対して、講習、研修等を行うことが適当であると考えている。

二の2について
既存配置販売業者は、配置員との関係いかんにかかわらず、改正法附則第十二条の趣旨を踏まえ、適正に講習、研修等を行なうべきものであることは当然のことであり、御指摘のような規定を追加する必要はないものと考えている。

既存配置販売業者については、医薬品の販売業の許可を受けており、その業務についての責任及び知識経験を有しているものと考えられる。既存配置販売業者以外の者により実施される講習等を行なうことがあるもの、具体的にどの点がどのように不適切なのが明らかではない。

既存配置販売業者が、その責任において、既存配置販売業者以外の者により実施される講

習、研修等の内容が適切であることを確認した上で、当該講習、研修等をその配置員に受講させることは差し支えないと考えている。

田母神俊雄前航空幕僚長の「日本は侵略国家であったのか」という題で発表された論文に

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年十一月二十六日

松野 信夫

参議院議長 江田 五月殿

二の2について
既存配置販売業者は、配置員との関係いかんにかかわらず、改正法附則第十二条の趣旨を踏まえ、適正に講習、研修等を行なうべきものであることは当然のことであり、御指摘のような規定を追加する必要はないものと考えている。

既存配置販売業者については、医薬品の販売業の許可を受けており、その業務についての責任及び知識経験を有しているものと考えられる。既存配置販売業者以外の者により実施される講習等を行なうことがあるもの、具体的にどの点がどのように不適切なのが明らかではない。

既存配置販売業者については、医薬品の販売業の許可を受けており、その業務についての責任及び知識経験を有しているものと考えられる。既存配置販売業者以外の者により実施される講習等を行なうことがあるもの、具体的にどの点がどのように不適切なのが明らかではない。

既存配置販売業者が、その責任において、既存配置販売業者以外の者により実施される講

習、研修等の内容が適切であることを確認した上で、当該講習、研修等をその配置員に受講させるよう求めたが、その答弁では、「政府の認識については、平成七年八月十五日及び平成十七年八月十五日の内閣総理大臣談話等において示されているとおり」とあるのみで、これではどこがどのように異なる見解なのかが明確ではない。明確な指摘がないからこそ、田母神氏は参議院外交防衛委員会でも、多くの国民が自分を支持してくれているなどと強弁しているのではない。田母神氏の主張のどこが間違いであるかを一つずつ丁寧に指摘して正していくことが重要である。

そこで、以下のとおり質問する。

一 田母神俊雄前航空幕僚長が「日本は侵略国家であったのか」という題で発表した論文(以下、「田母神論文」という。)は政府の考え方と食い違っているとされているが、論文にある次の部分は、政府の考え方と食い違っているか、それともそうではないかを明らかにされたい。政府の考え方と食い違っている場合にはどう違っているのか、政府見解を示されたい。先の答弁では「内閣総理大臣談話等」とされるのみであるから、必ずしも講習、研修等を受講する必要はないものと考えている。

二の3について
既存配置販売業者については、医薬品の販売業の許可を受けており、その業務についての責任及び知識経験を有しているものと考えられる。既存配置販売業者以外の者により実施される講習等を行なうことがあるもの、具体的にどの点がどのように不適切なのが明らかではない。

二の4について
既存配置販売業者が、その責任において、既存配置販売業者以外の者により実施される講

習、研修等の内容が適切であることを確認した上で、当該講習、研修等をその配置員に受講させるよう求めたが、その答弁では、「政府の認識については、平成七年八月十五日及び平成十七年八月十五日の内閣総理大臣談話等において示されているとおり」とあるのみで、これではどこがどのように異なる見解なのかが明確ではない。明確な指摘がないからこそ、田母神氏は参議院外交防衛委員会でも、多くの国民が自分を支持してくれているなどと強弁しているのではない。田母神氏の主張のどこが間違いであるかを一つずつ丁寧に指摘して正していくことが重要である。

そこで、以下のとおり質問する。

一 田母神俊雄前航空幕僚長が「日本は侵略国家であったのか」という題で発表した論文(以下、「田母神論文」という。)は政府の考え方と食い違っているとされているが、論文にある次の部分は、政府の考え方と食い違っているか、それともそうではないかを明らかにされたい。政府の考え方と食い違っている場合にはどう違っているのか、政府見解を示されたい。先の答弁では「内閣総理大臣談話等」とされるのみであるが、少なくとも統合幕僚学校「歴史観・国際観」の講座では、政府の認識とは異なる見解を有する複数の講師陣が、政府の認識とは異なる見解を教育指導していたのではないか。こうした講座では、講師陣の人選や講義内容をよく吟味して偏りがないような配慮をすべきと考えるが、政府はこの点をどのように考えているか。

二 前回質問主意書の「防衛省内部では、前記第一項の各号に記載しているような趣旨に沿った教育なし研修を行なったことはないか」という質問に対し、答弁書では「政府の認識とは異なる見解を教えることを目的として、教育又は研修が行われたという事実は確認されていない」とあるが、少なくとも統合幕僚学校「歴史観・国際観」の講座では、政府の認識とは異なる見解を有する複数の講師陣が、政府の認識とは異なる見解を教育指導していたのではないか。こうした講座では、講師陣の人選や講義内容をよく吟味して偏りがないような配慮をすべきと考えるが、政府はこの点をどのように考えているか。

また、大麻やMDMA等合成麻薬事犯件数の七割以上(平成十九年度)を未成年者や二十歳代の若年層が占めており、青少年を中心に乱用されるる実態もうかがわれる。

中でも大麻は、既に今年一月～六月に大麻取締法違反で摘発を受けた一千二百三一人(前年同期比十二%増)の内二十代までの若者が六十五%にも上

る。特に、近年大学生の使用や栽培による逮捕者が続出し、キャンパス内での売買や使用が横行するなど、薬物のキャンパス内への浸透には危機感を感じざるを得ない。

青少年は次代を担う貴重な人材であり、このようない事態は我が国はもとより広く世界の将来展望を見据えた時、非常に深刻な問題である。

よつて、薬物の密輸、製造及び販売組織の摘発など取締りに重点を置いた「川上」対策とともに、薬物乱用の恐ろしさを訴える教育や啓発活動、そして再犯防止の為の薬物依存離脱プログラム等の、より一層の充実と対策が必要だと考える。

現在、政府では、本年八月より薬物対策推進本部による「第三次薬物乱用防止五カ年戦略」に取り組んでいるところであるが、現状からするとその体制・内容は万全とは言い難い。

よつて薬物乱用撲滅と青少年健全育成の観点から、以下質問する。

一 巧妙化・広域化・組織化する薬物供給側に迅速かつ的確に対応する為の麻薬取締官体制の充

実を含む取締り強化の具体策には不安が残る。

特に、個人輸入での大麻の種の取得などが見られるのは、水際対策における各省庁の意識の共有や連携が不十分であることによるものではないかと危惧するが見解を示されたい。

二 薬物供給者は、使用者がいずれは心身共に蝕まれて人生さえ台無しにしてしまい、場合によつては周りを巻き込み新たな犯罪に結びつくかもしれないという、社会的重罪を犯している認識が希薄すぎると思うが、国として薬物密売が重罪であるという意思を示す為にも量刑の在

り方を再検討すべき時期に来ているのではない

かと考えるが見解を示されたい。

しかし、近來の医学では検査において大麻の副流煙を吸つた場合と大麻を使用した場合との違いが解る様になってきたと聞く。

禁止項目についても、現在の法的解釈によるものではなく、国内の大麻取扱者(都道府県知事許可)を条文で明確に区別した上で、全ての種が発芽出来ない様に処理しなければ例え観賞用であつても売買が出来ないとする等法の明文の規定によって厳密に使用・所持・売買等の禁止項目を設ける必要があると考えるが見解を示されたい。

五 依存者に対し受刑中に薬物依存離脱指導を行

うことは非常に効果的だと考えるが、未だ六ヶ所の全刑務所への教育専門官・調査専門官の配置が完了していないと聞く。緊急に配備が必要と考えるが、配置計画の促進策について問う。

六 性犯罪者は東京・大阪などに専用の刑務所があり、独自のプログラムによる受刑者教育に成果を上げていると聞く。薬物依存指導対象者は特に精神面を考慮する必要から遠隔地での収容を控えていることは理解出来るが、収容人数の多い大都市圏内において、まずは薬物依存離脱や回復に必要な研究所や医療施設を併設した薬物依存者専用の刑務所を設立し、現在の認知行動プログラムを含む、独自の薬物依存離脱プロ

べきだと考えるが見解を示されたい。

七 再犯防止の観点から、仮出所後の依存者への離脱の為のプログラムやケアの効果を上げる為、専門的な保護監察官の配置が有効だと思うが如何か。

八 青少年健全育成の観点から考えると、薬物乱用の若年化の実態にかんがみれば、現在の高校までの薬物乱用防止教育の在り方と共に大学や専門学校における教育・啓発活動の充実を考えざるを得ない。大学までの防止教育の義務化をどう考えるか見解を示されたい。また、就職している青少年への啓発活動の強化策を問う。

九 薬物事犯に対し迅速な対応をすべき組織としての国民の期待に沿える体制づくりの観点から、現在の薬物対策推進本部と各省庁の担当課や各都道府県担当者との情報の共有や認識の一致、そして一層の協力体制が必要と考えるが如何か。

右質問する。

平成二十年十二月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤谷光信君提出麻薬・覚醒剤等乱用撲滅と依存離脱プログラム等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

官 報 (号 外)

参議院議員藤谷光信君提出麻薬・覚醒剤等乱用撲滅と依存離脱プログラム等に関する質問に対する答弁書

一について

二について
不正薬物の密輸阻止に向けた水際対策を徹底するため、関係省庁の十分な連携の下、情報収集活動を強化するとともに、密輸取締り体制の強化及び充実を図るなど、本年八月に薬物乱用対策推進本部が決定した第三次薬物乱用防止五年戦略に基づき、引き続き薬物乱用防止のための取組を推進してまいりたい。

一般論として、刑事裁判における量刑は、裁判所において、個別の事案の犯罪の輕重や情状等の諸般の事情を考慮して決定されているものであるところ、検察当局においては、薬物密売事犯についても、厳正な科刑の実現に努めているものと承知している。

刑事裁判における量刑は、二についてでお答えたとおり、裁判所において決定されるものであるところ、検察当局においては、薬物使用事犯についても、厳正な科刑の実現に努めているものと承知している。

また、刑事施設においては、薬物問題に取り組む民間自助グループ等の協力も得つつ、薬物事犯者を収容していない施設を除くすべての施設で薬物依存離脱指導を実施している。この指

百三十二条及び第七十四条第二項第九号の規定によ
り、専門的知識を有する者による監視等の措置がなされ
る場合には、被収容者の権利を尊重するための措置がと
れなければならない。

五
に
つ
い
て

刑事施設の教育専門官・調査専門官の配置については、改善指導を実施するための増員の必要性等を考慮し、平成十八年度から平成二十年度までに五十一年増員してきたところであります。今後も薬物依存離脱指導を始めとする改善指導の実施体制の強化及び充実を図るために、できる限り多くの施設に教育専門官・調査専門官の配置ができるよう、その人的体制の充実に努めてまいりたい。

察官が担当し、実施しているところ、今後とも、保護観察官の専門的能力を更に高めることにより、「覚せい剤事犯者処遇プログラム」を適正に実施してまいりたい。

小学校、中学校及び高等学校においては、学習指導要領に基づき、すべての児童生徒に対し、体育又は保健体育の教科において、薬物乱用防止に関する指導を行うこととしている。

また、大学や専門学校における具体的な教育内容については、各大学や専門学校においてそれぞれの教育理念等に応じて自主的・自律的に定めるべきものであり、文部科学省としては、各種会議等を通じて、各大学や専門学校における

る適切な取組を引き続き促してまいりたい。

御指摘の「就職している青少年への啓発活動の強化策」については、警察において、青少年に対し、関係機関とともに連携して、街頭キャンペーン等を行うとともに、厚生労働省において、青少年に対して、啓発読本の配布等を行推進していくこととしている。

九について

九について

ムを使用した薬物依存離脱指導を重点的に実施する施設を指定することなどを含めて、指導体制の充実・強化を図ってまいりたい。

七について
三についてで述べた「覚せい剤事犯者処遇」
プログラムは、各保護観察所において、保護観
察の実施、執行の監視、再犯防止等の活動を行
なうものである。

平成二十年十二月十二日 参議院会議録第十三号

進本部を設置し、薬物乱用対策を推進しているところである。また、各都道府県職員及び国の先機関の職員等を構成員とする薬物乱用対策推進地方本部が各都道府県ごとに置かれており、関係行政機関相互の緊密な連携が図られているところである。今後とも、引き続きこれら関係行政機関において十分に連携を図りつつ、薬物乱用対策を推進してまいりたい。

後期高齢者医療制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十一月二十七日

櫻井 充

参議院議長 江田 五月殿

後期高齢者医療制度に関する質問主意書

後期高齢者医療制度が実施されて、各方面から批判が上がっている。これは、高齢者を差別する

ような制度設計になつてゐるためであり、当然のことと思われる。この制度の根本的な問題は、財政的な側面ではなく、医療の質に差をつけたところであると、私個人は認識している。この制度の改正に関して、舛添厚生労働大臣も言及しているが、今後どのように制度を変更し、運用していくつもりなのか、その点を中心に以下質問する。

一 後期高齢者医療制度はどのような目的で制定

されたのか。また、施行後どのような問題点が生じていると政府は認識しているか。

二 後期高齢者医療制度に問題点があるとすれば、どの点を改善するべきと政府は考えているか。

三 初当の設定では、後期高齢者だけが、延命治療を受けるのか否かを決定しなければならないかった。何故、後期高齢者だけが、そのような意思表示をしなければならないのか。また、延命治療は定義されているのか。定義されているとすれば、具体的に示されたい。

四 人工呼吸器の使用が、延命治療のように言われているが、現場にいた医師の立場からすれば、疾患や患者さんの状態に応じて異なつてくる。そうなると、一概に医療器具の使用が、必ずしも延命治療にあたるわけではない。私の経験では、どのような治療を受けるのかというこ

とは、患者さんが自分の疾患によつて決定して後期高齢者医療制度が実施されて、各方面から批判が上がつてゐる。これは、高齢者を差別するような制度設計になつてゐるためであり、当然のことと思われる。この制度の根本的な問題は、財

政的な側面ではなく、医療の質に差をつけたところであると、私個人は認識している。この制度の改正に関して、舛添厚生労働大臣も言及しているが、今後どのように制度を変更し、運用していくつもりなのか、その点を中心に以下質問する。

五 後期高齢者に限らず、自分が死に至る病気に対するべきかを議論するべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

一 後期高齢者医療制度について

五 後期高齢者に限らず、自分が死に至る病気に対するべきかを議論するべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

しておることは、本人だけではなく、診療者にとっても重要である。その点を確認する制度を構築するべきではないかと考へるが、政府の見解を示されたい。

六 厚生労働省のデータによれば、生まれてから亡くなるまでの間に必要な医療費は、平均すると一人当たり二千三百万円であり、その半分近くは七十歳以上で必要となつてゐる。この原因はどこにあると政府は考へているか。

七 健康診断は、早期発見早期治療目的で行われていると承知している。しかし、後期高齢者は、何故検診を受ける必要がないのか。また、平均余命から考へれば、男性と女性を同様に扱うこととに問題があると政府は考へないか。

右質問する。

平成二十年十一月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員櫻井充君提出後期高齢者医療制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出後期高齢者医療制度に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

五 後期高齢者医療制度については、従来の老人保健制度において、いわゆる現役世代と高齢者に必要な見直しを検討することとしている。

世代との費用負担の在り方が不明確であり、今後増加が見込まれる費用の負担について理解を得ることが困難となるおそれがあること、高齢者に対する医療の給付は市町村が行う一方、保険料の徴収は各保険者が行うこととなつており、運営責任が不明確であること、加入者の属性による保険制度によって保険料額に格差があることなどの問題点があつたことから、七十五歳以上の高齢者等の医療費について、現役世代と高齢者世代との負担割合を明確化すること、都道府県単位の後期高齢者医療広域連合を運営主体とし、責任を明確化するとともに、加入者間の保険料額の格差を縮小することなどにより、国民の高齢期における適切な医療を確保することを目的として創設したものである。

しかしながら、制度の説明が不十分であつたことに加え、七十五歳以上といふのみを制度加入の基準としたこと、原則として年金から保険料を徴収することとしたことなど、高齢者の心情にそぐわない点があつたものと考えている。

このため、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第一条第二項の規定による施行後五年を目途とした検討を前倒しし、高齢者に納得していただけるよう、関係者の意見も聞きながら、今後、一年を目途に必要な見直しを検討することとしている。

官報(号外)

三について

お尋ねは、後期高齢者終末期相談支援料の算定に關することと思われるが、後期高齢者終末期相談支援料は、医師、看護師等の医療従事者から病状等について適切な説明がなされ、患者と医療従事者との間で当該病状に対する診療方針について話し合いを行い、患者が終末期における療養について十分に理解した上で、患者の自発的意思を尊重して決定された診療方針を文書等により患者に提供する場合に算定できることとなつており、患者が延命治療を受けるのか否かを意思表示することは算定要件とはなつてない。また、診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)においては、延命治療の定義については規定されていない。

なお、後期高齢者終末期相談支援料については、算定凍結の措置を講じたところである。

四について

がんに限らず、死に至る病気に罹患した場合の告知の在り方については、告知を受ける意思があるか否かの確認の在り方を含め、「終末期医療のあり方に關する懇談会」において、平成二十年に行われた「終末期医療に関する調査」の結果を参考にしながら、今後、検討されることとなるものと考えている。

五について

厚生労働省としては、医師は他の医療関係者とともに、患者の年齢、理解度、心理状態、家

族や社会的な背景に配慮した上で、患者や家族の要望を踏まえ、適切な時期に、適切な方法で行う必要があると考えているが、お尋ねのように制度を構築することは、現時点では考えていらない。

六について

お尋ねについては、若者と比べて高齢者の方が一人当たりの受診日数が多いことが原因であると考えている。

七について

七十五歳以上の高齢者の方においても、早期発見・早期治療のための健康診査は重要であると考えており、実際に、すべての都道府県の後期高齢者医療広域連合において健康診査が行われているところである。

また、男女間で平均余命に違いが見られるが、七十五歳以上の高齢者の健康診査において、男女差を考慮する必要は特にないと考えておる。

三について

介護保険に関する質問主意書

一 介護保険制度は、定額制となつておる。高払いではなく、定額制を導入した根拠は何か。

二 定額制のために、要介護認定が必要となつておる。この要介護認定に係る費用はどの程度か。また、この要介護認定の費用は、介護保険から拠出しているのか。もしそうであれば、この要介護認定費が介護保険財政を圧迫しているのではないか。

三 要介護認定の場合、コンピューターによる一次判定が行われる。その判定に問題があるために、認定審査会で改めて議論されている。一次判定から要介護度が変更される割合はどの程度か、要介護度別に示されたい。

四 要介護度が定められ、介護を受けることになるが、一割負担が重いために、要介護度別に定められた予算の全額を使っている利用者は少ない。介護サービス利用者の利用額は要介護度別

介護保険に関する質問主意書

介護保険制度が始まり、すでに八年半が経過した。その中で、介護保険制度そのものに問題があることも分かつてきた。問題を抱えたままでのこの制度を運営していくことには限界があることは、政府・与野党とも同様の認識であると理解している。

どのように認識し、改正しようとしているのかについて以下質問する。

一 介護保険制度は、定額制となつておる。要介護認定をやめれば、その費用が浮くことなど同じであり、無駄であるという指摘がある。要介護認定をやめれば、その費用が浮くわけであり、その費用をケアマネージャーの報酬に加算すれば、ケアマネージャーの所得は増えるのではないか。そのことにより、ケアマネージャーも独立でき、利用者にとっても適切なケアプランが作成されるのではないか。政府の見解を明らかにされたい。

二 介護保険制度の財政規模は、七兆円程度である。この規模は適正であると政府は考えるか。

三 また、現在の制度は、窓口負担、介護保険料、そして税金によつてまかなわれており、税と保険料が一対一の比率になつてゐるが、政府は今後この比率を見直し、積極的に税金を投入する考えはないのか。

七について

介護保険に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

七 介護保険制度の財政規模は、七兆円程度である。この規模は適正であると政府は考えるか。

八 また、現在の制度は、窓口負担、介護保険料、そして税金によつてまかなわれており、税と保険料が一対一の比率になつてゐるが、政府は今後この比率を見直し、積極的に税金を投入する考えはないのか。

右質問する。

でそれぞれの限度額を一〇〇とした場合にどの程度の割合が使われているのか、要介護度別で示されたい。

五 これらのことを考えると、要介護認定は必要なのか。少なくとも、在宅介護を受けている利

用者に関しては、要介護認定は不要ではないのか。政府の見解を明らかにされたい。

六 ケアマネージャーの所得はどの程度であると政府は把握しているか。

七 ケアマネージャーと要介護度認定の調査はほとんど同じであり、無駄であるという指摘がある。要介護度認定をやめれば、その費用が浮くわけであり、その費用をケアマネージャーの報酬に加算すれば、ケアマネージャーの所得は増えるのではないか。そのことにより、ケアマネージャーも独立でき、利用者にとっても適切なケアプランが作成されるのではないか。政府の見解を明らかにされたい。

八 介護保険制度の財政規模は、七兆円程度である。この規模は適正であると政府は考えるか。

九 また、現在の制度は、窓口負担、介護保険料、そして税金によつてまかなわれており、税と保険料が一対一の比率になつてゐるが、政府は今後この比率を見直し、積極的に税金を投入する考えはないのか。

平成二十年十二月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員櫻井充君提出介護保険に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。参議院議員櫻井充君提出介護保険に関する質問
質問に対する答弁書

一について

現行の介護報酬については、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第二条第三項の趣旨を踏まえ、個々人の心身の状況等に応じた標準的に必要な介護サービスの水準を適切に評価したものであること、介護サービスを提供する事業者が行う介護報酬の請求事務の負担軽減が図られるものであること、介護サービスを提供する事業者において効率的な事業運営を行うことが促進されるものであること等を基本的な考え方として、包括的な報酬体系を原則とすることとしたものである。

二について

要介護認定及び要支援認定(以下「要介護認定等」という。)に係る事務費については、市区町村等の一般会計から支出されているが、厚生労働省としては、その具体的な額については把握していない。

三について
介護認定審査会においては、コンピュータに

よる一次判定では評価することが困難な申請者の個々の心身の状況を評価するために二次判定を行うものであるが、厚生労働省が平成十八年度の状況について調査した結果によると、お尋ねの割合は、一次判定において要支援一とされた事例について三十六・三パーセント、要介護一相当とされた事例について二十一・七パーセント、要介護二とされた事例について二十六・六パーセント、要介護三とされた事例について三十一・七パーセント、要介護四とされた事例について三十一・九パーセントとなつている。

六パーセント、要介護二とされた事例について三十一・九パーセント、要介護五とされた事例について三十九・七パーセント、要介護五とされた事例について三十九・七パーセント、要介護一が四十六・八パーセント、要支援二が三十九・七パーセント、要介護一が四十一・七パーセント、要介護二が四十七・四パーセント、要介護三が四十九・九パーセント、要介護四が五十五・八パーセント、要介護五が五十七・一パーセントである。

四について

平成二十年六月審査分に係る介護給付費実態調査の結果によると、要介護度別の平均利用率は、要支援一が四十六・八パーセント、要支援二が三十九・七パーセント、要介護一が四十一・七パーセント、要介護二が四十七・四パーセント、要介護三が四十九・九パーセント、要介護四が五十五・八パーセント、要介護五が五十七・一パーセントである。

五について

介護保険制度においては、個々人の心身の状況に応じた標準的に必要な介護サービスについて保険給付を行うこととしており、このような保険給付を公平に行うためには、要介護認定等が見込まれる中で、国民が安心して介護を受ける

により、申請者の介護の必要度に応じて、保険給付の受給権の有無及び給付額を決定する必要があると考えている。

六について

平成十九年賃金構造基本統計調査によると、介護支援専門員(ケアマネージャー)の「きまつて支給する現金給与額」は一月当たり二十六万七千円となっている。

介護支援専門員が利用者に対して行うケアマネジメントについては、要介護認定等の結果を踏まえ、介護支援専門員が利用者と面談して心身の状態や生活状況等を把握することにより、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援すべき課題を明らかにした上で、必要なサービスを利用者に適切に提供するために実施するものである。したがって、要介護認定等は、適切なケアマネジメントの実施のための前提となるものであり、これが無駄であるとの指摘は当たらないものと考える。

平成二十年十一月二十七日

櫻井 充

参議院議長 江田 五月殿
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

介護労働者に関する質問主意書

参議院議長 江田 五月殿
平成二十年十一月二十七日

櫻井 充

介護保険制度における保険給付は、要介護認定等の結果を踏まえ、利用者のニーズ等を勘案して作成されるケープランに基づいて提供されたサービスについて行われるものであり、現在の保険給付費の規模は、利用者のニーズを反映したものであると認識しているが、今後、高齢化の進展により介護サービスに要する費用の増大が見込まれる中で、国民が安心して介護を受けるのかについて以下質問する。

けられるようにするためには、社会保険方式としての制度の根幹を維持しつつ、給付の合理化や効率化に取り組むとともに、利用者負担、保険料、公費を適切に組み合わせながら、将来にわたって介護に必要な費用を賄う財源を安定的に確保していくことが重要であると考えている。

一 介護労働者の平均給与はどの程度か、職種ごとに示されたい。パート労働者の場合には、時間給で示されたい。

二 前記一は、全産業と比較して適切な水準であると言えると厚生労働省は考えているのか。また、厚生労働省としては、どの程度が適切であると考えているのか。二十代、三十代、四十年代、五十代の世代ごと、さらに、男女別に適切な水準を示されたい。

三 男性の所得が低いほど、結婚している割合が減少するというデータが、労働政策研究・研修機構「若者就業支援の現状と課題」(二〇〇五年)の調査によつて示された。この点から考えても、現在の介護労働者の給与水準は適切であると考えられるのか。また、そもそも子供を一人育てる中で、公立の幼稚園、小学校、中学校、高校、大学まで卒業した場合のモデルケースで政府はいくら費用がかかると想定しているか。

さらに、夫婦のどちらかが介護労働者で、その二人の子どもで構成された合計四人の世帯を考えたとき、その子どもを一人とも、国公立の幼稚園、小学校、中学校、高校、大学まで卒業させることは、現在の全介護労働者の平均的な年収では可能か。はいかいいえで答弁されたい。ただし、夫婦や子どもの年齢は厚生労働省が最低生活保障水準を検討する際に示した三十五歳男、三十歳女、九歳子、四歳子に基づいたものとする。

一 介護労働者の平均給与はどの程度か、職種ごとに示されたい。パート労働者の場合には、時間給で示されたい。

二 前記一は、全産業と比較して適切な水準であると言えると厚生労働省は考えているのか。また、厚生労働省としては、どの程度が適切であると考えているのか。二十代、三十代、四十年代、五十代の世代ごと、さらに、男女別に適切な水準を示されたい。

四 親の所得によって、親が望む子供の進学先が割合は大きく異なつてゐる。現在の介護労働者の所得水準では、子供が進学を望んでも、なかなか進学するのは難しいのではないか。この点から考えても、現在の介護労働者の所得水準は適切であると言えるのか。

五 介護労働者の離職率はどの程度か。これは、他の産業と比較して高い水準なのか。もし高い

とすれば、厚生労働省としては、何が原因であると考え、どのような対策を立てているのか。また、男性の介護労働者の割合はどの程度か、年代別に示されたい。また、男性の介護労働者の割合が低いとすれば、厚生労働省としては、原因が何であるとともに

認識しているのか。問題があると認識しているとすれば、どのような解決策を考えているのか。

右質問する。

平成二十年十二月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員櫻井充君提出介護労働者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出介護労働者に関する質問に対する答弁書

一 平成十九年賃金構造基本統計調査(以下「平成十九年調査」という。)によると、一月当たりの「きまつて支給する現金給与額」は、介護支援専門員(ケアマネージャー)が二十六万七千円、ホームヘルパーが二十一万三千円、福祉施設介護員が二十一万七百円となつてゐる。

また、平成十九年調査によると、常用労働者である短時間労働者の職種別一時間当たり所定内給与額は、介護支援専門員(ケアマネージャー)が千三百二十六円、ホームヘルパーが千二百八十二円、福祉施設介護員が九百五十四円となつてゐる。

二から四までについて

事業者から労働者に支払われる給与については、事業者と労働者との間の個々の契約で決められるべきものであり、その水準についても、当該労働者の雇用形態、勤続年数の状況、事業所の規模・経営状況、地域の労働市場の状況などにより異なつてくるものであることから、どの程度の給与水準が適切であるかについて一概にお答えすることは困難である。

三 平成十九年調査によると、福祉施設介護員、

ホームヘルパー及び介護支援専門員(ケアマ

ネージャー)のうち男性の割合は、二十歳以上

二十九歳以下の年齢層において、それぞれ三十

約八百八十万円となつてゐるが、御指摘のような介護労働者の世帯において、二人の子どもに御指摘のような教育を受けさせることができかどうかについては、当該世帯が有する資産等の状況によっても異なるものであることが可能か、一概にお答えすることは困難である。

一 平成十九年賃金構造基本統計調査(以下「平成十九年調査」という。)によると、一月当たりの「きまつて支給する現金給与額」は、介護支援専門員(ケアマネージャー)が二十六万七千円、ホームヘルパーが二十一万三千円、福祉施設介護員が二十一万七百円となつてゐる。

また、平成十九年調査によると、常用労働者である短時間労働者の職種別一時間当たり所定内給与額は、介護支援専門員(ケアマネージャー)が千三百二十六円、ホームヘルパーが千二百八十二円、福祉施設介護員が九百五十四円となつてゐる。

二から四までについて

事業者から労働者に支払われる給与については、事業者と労働者との間の個々の契約で決められるべきものであり、その水準についても、当該労働者の雇用形態、勤続年数の状況、事業所の規模・経営状況、地域の労働市場の状況などにより異なつてくるものであることから、どの程度の給与水準が適切であるかについて一概にお答えすることは困難である。

三 平成十九年調査によると、福祉施設介護員、

ホームヘルパー及び介護支援専門員(ケアマ

ネージャー)のうち男性の割合は、二十歳以上

二十九歳以下の年齢層において、それぞれ三十

五・八パーセント、三十六・六パーセント、三十五・四パーセント、三十歳以上三十九歳以下

の年齢層において、それぞれ三十九・二パーセント、二十七・八パーセント、三十四・一パーセント、二十三・六パーセント、五十歳以

上五十九歳以下の年齢層において、それぞれ十二・七パーセント、八・三パーセント、六・七パーセント、六十歳以上の年齢層において、それぞれ二十三・九パーセント、九・〇パーセント、四・〇パーセントとなつてゐる。一方、全産業における男性労働者の割合は六十八・〇パーセントとなつてゐるが、就業希望については、業種、職種等により異なつてくるものであることから、それぞれの産業における男性労働者の割合を単純に比較することはできないものと考える。

アイヌ民族および琉球民族についての国連人権委員会勧告に関する質問主意書

（号外）

「市民的・政治的権利」に関する国連人権委員会が、本年十月三十日ジュネーブで開かれた。国連人権委員会は日本政府に対し、「アイヌ民族および琉球民族を国内立法化において、先住民族と公式に認め、文化遺産や伝統生活様式の保護促進を講じること」と勧告した。また、「アイヌ・琉球両民族の子供たちが、自分たちの民族の言葉や文化を習得できるよう十分な機会を与え、それらの子供たちの通常の教育課程に、アイヌおよび琉球・沖縄の文化や歴史に関する教育を導入すべきだ」とも勧告した。ついては以下、質問する。

一 政府は、この勧告をどう受け止めたか、明らかにされたい。

二 政府は、ここに勧告されているような具体的な対策を早急に策定して、実行に移す考えはあるか、理由とともに明らかにされたい。

三 政府は、本年六月に衆参両院で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を受け、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置した。同様な有識者懇談会を琉球民族にも設置する考えはないか、見解を明らかにされたい。

アイヌ民族および琉球民族についての国連人権委員会勧告に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十一月二十八日 喜納 昌吉

参議院議長 江田 五月殿

平成二十年十一月九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員喜納昌吉君提出アイヌ民族および琉球民族についての国連人権委員会勧告に関する質問に対する答弁書

三について

政府として御指摘のような有識者懇談会を設置することは考えていない。

四について

御指摘の懇談会については、本年八月十一日に第一回懇談会が開催され、アイヌの人々、先住民族の権利に関する国際連合宣言の概要等についての事務局からの説明の後、今後の進め方等について話し合われた。また、同年九月十七日に第二回懇談会が開催され、アイヌの人々の生活状況等の実態、これまでのアイヌ政策の評価等について、加藤忠委員及び高橋はるみ委員からヒアリングを行った後、懇談会の日程等について話し合われた。さらに、同年十月十三日から十五日にかけて北海道視察、同年十一月二十三日に東京視察が実施され、その際に、アイヌの人々から、教育、研究、文化、生活等に関する様々な要望が出された。

政府としては、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）において、アイヌの人々のお話も具体的に伺いつつ、アイヌ政策についての提言を取りまとめていただき、これも踏まえ、アイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組んでまいりたいと考えている。

また、御指摘の「琉球民族」の意味するところが必ずしも明らかではないが、沖縄振興計画に基づき、沖縄において伝承されてきた文化的財産の保存及び活用並びに地域における文化の振興に取り組んでいるところである。

四 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の、これまでの活動状況と成果を明らかにされたい。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十一月二十八日 紙 智子

参議院議長 江田 五月殿

官 報 (号 外)

蛍光灯水銀の回収及び適正処理に関する質問主意書

蛍光灯は一般家庭、事務所、工場などで幅広く使用されており、年間約三億五千六百万本販売されている（日本電球工業会統計二〇〇七年）。

蛍光灯の発光には水銀が必要であり、水銀フ

がすすんでいるとはいえ、経済性からみても今後も大量の水銀含有蛍光灯が使用され続けることは確実である。蛍光灯に使用する水銀は無機水銀で、一般的にヒトの消化管からは吸収されにくいとされるが、川や海の無機水銀が環境中の微生物によりメチル水銀に変化したものは食物連鎖を通じて魚介類に取り込まれる。このため、使用済みの蛍光灯の水銀についても、環境中への放出を極力抑え、回収、リサイクルを徹底することがもとめられる。しかしながらその現状は、水銀処理最大手の野村興産株式会社イトムカ鉱業所(以下、「イトムカ」という。)による「適正処理」されているのは一五%くらい」という水準であり、大部分は環境中に放出されていることが懸念される。

蛍光灯のガラス部分は全体の九二%を占めるが、特に事業所等で使用されているラピッドスタート形蛍光灯には管内に酸化スズが塗布されており、ことから使用中に酸化水銀を発生させ、これがリサイクルの大きな障害となつてゐるという指摘もある。

そこで、人の健康、生活環境を保全する観点か

ら蛍光灯水銀の回収、処理の実態を明らかにするとともに、とりわけ酸化スズを塗布したラピッド

スタート形蛍光灯の処理の現状、水銀・ガラスのリサイクルの問題点について、以下、質問する。

一 蛍光灯水銀・ガラスの回収・リサイクルの現状について

環境省の有害金属対策基礎調査検討会資料（以下、「検討会資料」という。）によると、わが国的一般蛍光ランプ（蛍光灯）の生産量は二〇〇一年から〇五年の五カ年平均で三億六千七百四十万台本、使用している総水銀量は三千二百二十キログラムである。この含有量は、わが国の年間水銀需要量の約二三%を占め、水銀含有製品としては水銀柱血圧計の三〇%に次ぐ大きな割合となっている。この処理状況について聞

50

1 使用済み蛍光灯の回収・処理ルートについて、一般家庭用（一般廃棄物）、事業所用（産業廃棄物）の別に説明されたい。また蛍光灯からの水銀除去方法及び蛍光管ガラス、水銀のリサイクル方法について説明されたい。

2 蛍光灯水銀処理業者名とそれぞれ業者との年間水銀処理量を一般廃棄物、産業廃棄物の別に示されたい。

3 蛍光灯の消費量は一般家庭が約六〇%、事務所等が約四〇%とみられている。

検討会資料では、「蛍光管からの水銀リサイクル量」は「〇・一二〇トン／」となつてお

り、これは一般家庭から排出され全国都市清掃会議の回収ルート、もしくは自治体の直接

契約で搬入された使用済み蛍光灯がイトムカ
で処理・回収された一般廃棄物からの水銀量
の二〇〇三年度から〇六年度の平均というこ
とである。これに対し、産業廃棄物から処

理・回収された水銀量は、「製品からの水銀リサイクル量 一五トン」とされ、「電池、照明器具、計器、無機薬品、医療機器、汚泥、建設機材、吸着材など製品・廃棄物」を合わされた数値となっている。蛍光灯水銀のリサイクル量を適切に把握するために、事業所等の使用済み蛍光灯の処理・回収量についても明確に把握すべきではないか。

理二怪一最終八分陽之理乃互二三九之小者也

4 現を経て最終処分場に埋め立てられており、銀量も明確に把握すべきではないか。

管には、三ツボとして水鉢をガラス内部に折
散漫透しているため、リサイクルの際、溶融
炉に悪影響を及ぼす。また直管の半数はラ
ビットタート対策としてスズ膜が塗布されて
おり、リサイクル時の影響が懸念される。使
用済み蛍光灯の九五%は埋立て前に水銀を除
去し、埋立て処理している。拡散漫透してい

るスズ、水銀の除去がリサイクルの力ギである」と記述している。

この基準は、社団法人日本電機工業会の環境技術専門委員長を長とする日本環境協会工業マーク類型・基準制定委員会において、環境省総合環境政策局も関与して決定したもの

だが、先のイトムカの「適正処理は「五%」の指摘を勘案するならば「九五%は水銀を除去」との記述は実態と異なるのではないか。また政府は、「拡散浸透しているスズ、水銀の除去がリサイクルのカギである」という認識を同様に持っているか。

のうちにやきついておられた、これが、このハーデル博士は、グラスの中こちきつた。彼ヒスズ
プ・ツー・ランプができぬ大きな技術的
ハーデル（国連大学ゼロエミッショングラント博士
ジウム、一〇〇三年十月二十一日）と講演し
ている。

が蛍光灯ガラスのリサイクルができない技術的ハーダルという認識を同様に持っている。蛍光灯ガラスのリサイクルができないとか。ということは即ち、酸化スズは蛍光灯水銀のリサイクルもできない技術的ハーダルなのではないか。

二 ラピッドスタート形蛍光灯(酸化スズ付)のリサイクル障害について

蛍光灯には形状別に、直管形、環形、コンパクト形、電球形があり、直管形にはランプ点灯の安定器の型によりグロー-スタート形、ラピッドスタート形、H-f形(インバータ専用)等がある。このうち、酸化スズが管内に塗布されるのは直管形のラピッドスタート形のみである。ラピッドスタート形の二〇〇七年度の出荷数量は五千九百九十七万本、直管形の約二六%、蛍光灯全体の約一五%を占める。

酸化スズを塗布したラピッドスタート形蛍光灯は使用するにつれ、管内に多数の黒点(アバタ)が生じる。これは一九八三年度照明学会全国大会講演論文集で松下電工社員が指摘している「ラピッドスタート形蛍光ランプのアバタ現象」というもので、他のタイプの蛍光灯にはない現象である。

ラピッドスタート形はグロー-ランプの保守が不要なため、事務所や工場、店舗などの設備照明として広く採用されている。つまり、アバタ現象のあらわれた使用済みラピッドスタート形蛍光灯のほとんどは産業廃棄物となる。

1 管内に酸化スズが塗布されているラピッドスタート形の過去五ヵ年平均の生産量と一般蛍光灯総生産量に占める割合、含有水銀量を示されたい。

産業廃棄物の使用済み蛍光灯は水銀が除去

されていない懸念があるが、酸化スズが塗布されたラピッドスタート形のうち、実際の水銀リサイクル量、最終処分場で埋め立てられた量はどれくらいか。政府は、明確に把握する必要があるのではないか。

2 特許庁の公開特許公報A(昭五五-三一七)(一九八〇年一月十日公開)には、松下電子工業株式会社社員の発明として、「ガラス管内面に起動補助体としての透明導電皮膜を設けてなる蛍光ランプに関するもの」がある。これには、「この種の蛍光ランプは、起動特性がすぐれている反面、長期点灯中に

管内面に黒褐色の斑点を生じ」とある。さらに、「ガラス管の内面に酸化スズなどの金属酸化物より成る透明導電皮膜を形成し、その上にけい光体を塗布する構造である。」:微放電の繰返しにより水銀の酸化が促進されると共にけい光体が変色し、いわゆる黒褐色の斑点に至る」と説明している。

そこで政府は、ラピッドスタート形の酸化スズを塗布した蛍光灯が使用するにつれ、酸化水銀のアバタが生じる事実を認めるか。

またこのアバタが水銀・ガラスの回収・リサイクルの障害だという認識を持っているか。

3 日本書類会及びパソニック株式会社は、ラピッドスタート形蛍光灯が使用するに伴い酸化水銀であるアバタが生じることを確

認しているか、政府は承知しているか。

4 このアバタは蛍光灯の継続使用により、酸化水銀が生成され管内にやきつくものである。だからこそ、洗浄によつても除去できず水銀の回収やガラスリサイクルできない原因となつてゐる。このアバタの付いた使用済み蛍光灯は産業廃棄物として、イトムカや他の処理業者に持ち込まれていてみられるが、

イトムカ等の水銀処理業者において、このアバタは水洗浄、空気洗浄などの方法により完全に除去しているか、政府は承知しているか。

3 政府は、イトムカでは産業廃棄物である酸化水銀のアバタ付きのものを含む、すべての使用済み蛍光灯から水銀が回収・除去され残滓が埋立て処理され、人の健康と生活環境の保全がされていることを、国民に対し完全に保証できるか。

右質問する。

三 北海道庁によるイトムカへの立入検査について

平成二十年十二月九日

内閣総理大臣 麻生 太郎
参議院議長 江田 五月殿

イトムカにおける蛍光灯水銀の不適正処理の指摘を受け、今年六月十六日、北海道庁の廃棄物担当者がイトムカに立入検査を実施したと聞く。

1 立入検査を行つた人数、所要時間、検査内容、立入検査した場所、工程など政府が道から把握した内容をすべて説明されたい。

2 北海道庁は、立入検査の際、「スポット黒化」ではない前記二が示す酸化水銀のアバタが付着した使用済み蛍光灯を確認したか。また酸化水銀の付着した使用済み蛍光灯からの

一般家庭が排出する使用済みの蛍光灯について

及び適正処理に関する質問に対する答弁書

付する。

参議院議員紙智子君提出蛍光灯水銀の回収及び適正処理に関する質問に対する答弁書

一の1について

一般家庭が排出する使用済みの蛍光灯については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」といふ。)第六条の二第一項に基づき、市町村が自ら又は中間処理業者に委託して、処理を行つていふ。第六条の二第一項に基づき、市町村が自ら又は中間処理業者に委託して、処理を行つていふ。また、事業者が排出する使用済みの蛍光灯

については、法第十一一条第一項に基づき、事業者が自ら又は法第十四条第一項若しくは第六項に定める許可を受けた者若しくは法第五条の四の三第一項に定める認定を受けた者に委託して、処理を行っている。

使用済みの蛍光灯からの水銀の除去及び回収については、一般的には、蛍光灯の破碎及び洗浄により生じた水銀を含む汚泥を焙焼して水銀を氣化させ、その後冷却等の過程を経ることにより行われており、回収された水銀は新たな蛍光灯、水銀試薬等に再生利用されているものと承知している。また、使用済みの蛍光灯のガラスについては、蛍光灯の破碎及び洗浄を経て生成されたガラスカレットが、ガラスウール、セメント等の原料に再生利用されているものと承知している。

御指摘の「ガラス製品認定基準書」における「使用済み蛍光灯の九五%は埋立て前に水銀を除去」との記述は、財団法人日本環境協会エコマーク事務局が、ガラス製品をエコマーク対象製品として認定するための基準を策定するに当たり行つた情報収集の結果を基に、記述したものであると承知している。また、政府として御指摘の蛍光灯水銀処理業者については、政府として網羅的には把握していないが、野村興産株式会社、JFE環境株式会社、株式会社ジエイ・エム・アール、株式会社神鋼環境ソリューション、株式会社ジエイ・リライツ等があると承知している。また、これらの業者ごとの年間の水銀の回収量については承知していない。

一の3について
一事業者から排出される使用済みの蛍光灯は、他の産業廃棄物とあわせて処理されていること

から、蛍光灯の量のみを把握することは困難である。

また、最終処分場に埋め立てられている水銀の量については、使用済みの蛍光灯が、他の廃棄物とあわせて中間処理を経て最終処分場に搬入されるため、これを把握することは困難である。

一の4について

御指摘の「ガラス製品認定基準書」における

「使用済み蛍光灯の九五%は埋立て前に水銀を除去」との記述は、財団法人日本環境協会エコマーク事務局が、ガラス製品をエコマーク対象製品として認定するための基準を策定するに当

たり行つた情報収集の結果を基に、記述したものであると承知している。また、政府として御指摘の蛍光灯水銀処理業者については、政

府として網羅的には把握していないが、野村興

産株式会社、JFE環境株式会社、株式会社

ジエイ・エム・アール、株式会社神鋼環境ソリューション、株式会社ジエイ・リライツ等が

あると承知している。また、これらの業者ごとの年間の水銀の回収量については承知していない。

一の5について

政府としては、蛍光灯の管内に塗布されてい

る酸化スズが、使用済みの蛍光灯のガラスを新たに塗布されている使用済みの蛍光灯のガラスにつ

いても、一の1についてでお答えした方法により、ガラスウール、セメント等の原料として再生利用されていることから、酸化スズが使用済みの蛍光灯のガラスの再生利用の支障になつてゐることは認識していない。

また、酸化スズが塗布されている使用済みの蛍光灯に用いられている水銀についても、一の1についてでお答えした方法により、新たな蛍光灯、水銀試薬等に再生利用されていることから、酸化スズが水銀の回収の支障になつてゐることは認識していない。

二の1について

社団法人日本電球工業会の調査によれば、管内に酸化スズが塗布された蛍光灯であるラピッドスタート形蛍光灯の、平成十五年度から平成十九年度までの五年間における年間生産量の平均は、約五千五百四十四万七千七百本であり、同期間におけるラピッドスタート形蛍光灯の総生産量の一般蛍光灯の総生産量に占める割合は、約十五・三パーセントである。また、平成十四年から平成十八年までの五年間における一般蛍光灯一本当たりの含有水銀量の平均は、約八・二ミリグラムである。

また、使用済みのラピッドスタート形蛍光灯に含まれる水銀のうち、回収される量及び最終処分場に埋め立てられている量については、使

用済みのラピッドスタート形蛍光灯が他の廃棄物とあわせて中間処理を経て最終処分場に搬入されることから、これらを把握することは困難である。

二の2について

政府としては、特許庁の公開特許公報（昭五五一二一七）において、ラピッドスタート形蛍光灯に関する従来の技術の説明として、御指

摘の記述があることは承知している。当該記述の内容は、ラピッドスタート形蛍光灯の使用に伴い、管の内面に酸化水銀等からなる黒褐色の斑点が生じることを説明したものであると認識している。

また、一の5についてでお答えしたとおり、酸化スズが塗布されている蛍光灯であるラピッドスタート形蛍光灯についても、水銀及びガラスの再生利用が行われていると承知しており、黒褐色の斑点が水銀及びガラスの再生利用の支障になつてゐるとは認識していない。

二の3について

社団法人日本電球工業会及びパナソニック株式会社によれば、ラピッドスタート形蛍光灯の使用に伴い、管の内面に酸化水銀等からなる黒褐色の斑点が生じることを認識しているとのこ

二の4について

蛍光灯水銀処理業者によれば、洗浄により黒褐色の斑点が除去されていることを、目視によ

五 クラスター弾は、要するに、作つては壊すこととで税金の無駄使いの典型ではないかと思われる。これまで、クラスター弾の所持、製造にはいくらの費用をかけているか、また、完全廃棄にはいくらの費用を予定しているか、それぞれ明らかにされたい。

右質問する。

平成二十年十一月九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫君提出クラスター弾の廃棄に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松野信夫君提出クラスター弾の廃棄に関する質問に対する答弁書

政府としては、本年五月のダブリン会議への参加に当たり、クラスター弾の有する機能は我が国の防衛上必要なものと認識している一方、不発弾等による人道上の懸念に実効的に対処することが必要であるとの観点から、人道面と安全保障面のバランスのとれた国際約束が作成されることが重要であると考えていたところである。田母神俊雄航空幕僚長(当時)も含め、防衛省としても同様の考え方である。

政府としては、平成十九年五月当時、着上陸

侵略を防ぐためにはクラスター弾が必要であり、また、仮にクラスター弾を使用するような

事態になった場合には、国民の安全確保に十分留意するとともに、使用後に不発弾等の危険物が生じた場合は、これを適切に除去及び処理を行ふ旨を示していたところであり、当時の田母

神俊雄航空幕僚長(当時)の発言は、こうした政府の考え方を踏まえたものと考えている。

三について

政府としては、クラスター弾に関する条約について、本年十二月三日に署名を行い、締結に向けた準備を行つてゐるところであり、締結した場合には、同条約が定めるクラスター弾の廃棄義務について、防衛省を含め適切に対処してまいりたい。また、防衛省においては、自衛隊

が保有するクラスター弾の廃棄に係る具体的な方法等について、平成二十一年度から実施予定のクラスター弾の処分に係る調査等(以下「調査」という。)において検討することとしている。

本年十月十九日の航空観閲式においては、自衛隊に対する来場者の認識と理解を深めることを目的として戦闘機等の展示を行つたところであり、クラスター弾については、航空観閲式の

開機に搭載可能な武器の一部として展示を行つたことから、F-15戦闘機及びF-2戦闘機に特別に搭乗させたり、また、アパグループ第一回

「真の近現代史観」懸賞論文に日本は侵略国家であったのか」という論文を応募して、アパグループから最優秀藤誠志賞として賞金三百万円が授与されるなど、アパグループとの不透明な関係が指摘されている。さらに二〇〇三年度以降に、航空

自衛隊小松基地(以下、「小松基地」という。)が基

たものである。

五について

自衛隊が保有するクラスター弾の調達に要した金額は、約二百七十六億円である。また、そ

の廃棄に係る費用については、調査の結果を踏まえて算出する予定である。

一 二〇〇〇年度以降、二〇〇八年度十月末日までに、小松基地が基地周辺の民間アパートやホテルを宿舎として借り上げた際の契約につい

て、各年度ごとに全体の契約件数、契約金額、そのうちアパグループとの契約の件数と金額を、それぞれ明らかにされたい。

二 前項の契約内容として、アパグループから、小松基地以外との契約とは異なる、何らかの便

宜の提供や有利な条件の提示がなかつたか、明

らかにされたい。もしあつた場合には、その具体的な内容を明らかにされたい。

航空自衛隊小松基地の民間宿舎借り上げ契約に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年十一月二十八日

参議院議長 江田 五月殿

松野 信夫

参議院議長 江田 五月殿

松野 信夫

航空自衛隊小松基地の民間宿舎借り上げ契約に関する質問主意書

田母神俊雄前航空幕僚長は、自ら決裁して、昨年八月二十一日、航空自衛隊小松基地で元谷外志雄アパグループ代表をF-15イーグル戦闘機に特別に搭乗させたり、また、アパグループ第一回

三 第一項の契約のうち、随意契約であるものを明示されたい。もし一部に入札があつたとすれば、随意契約としなかつた理由は何か。

四 報道によれば、契約先はアパグループに集中しているようであるが、その理由は何か。

本年十月十九日の航空観閲式においては、自衛隊に対する来場者の認識と理解を深めることを目的として戦闘機等の展示を行つたところであり、クラスター弾については、航空観閲式の

開機に搭載可能な武器の一部として展示を行つたことから、F-15戦闘機及びF-2戦闘機に特別に搭乗させたり、また、アパグループ第一回

五 小松基地でこうした契約締結を担当していた部署はどこか。当該担当部署に対して、アパグループから何らかの便宜が与えられていたといふ事実はないか。また、小松基地内に、アパグループのチラシや契約書などを置いていて、ア

地周辺の民間宿舎を借り上げた際の契約において、アパグループとの契約が三分の一を占めると

いう報道もなされており、さらに疑惑が深まつて

いる。

そこで、以下のとおり質問する。

一 二〇〇〇年度以降、二〇〇八年度十月末日までに、小松基地が基地周辺の民間アパートやホテルを宿舎として借り上げた際の契約について、各年度ごとに全体の契約件数、契約金額、そのうちアパグループとの契約の件数と金額を、それぞれ明らかにされたい。

二 前項の契約内容として、アパグループから、小松基地以外との契約とは異なる、何らかの便

宜の提供や有利な条件の提示がなかつたか、明

らかにされたい。もしあつた場合には、その具

体的な内容を明らかにされたい。

はされていなかつたか、それぞれ明らかにされたい。

六 宿舎として借り上げられた小松基地外の民間アパートやホテルは、他基地から隊員が派遣された際に利用されているが、それはすべて小松基地内の宿舎が満室で利用できなかつたからであるか、それとも小松基地内の宿舎が満室ではなかつたにもかかわらず民間アパートやホテルを宿舎として借り上げたことがあつたかを明らかにされたい。もし小松基地内の宿舎が利用できたにもかかわらず小松基地外に宿舎を用意したことがあつたとすれば、その理由も明らかにされたい。

右質問する。

平成二十年十一月九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫君提出航空自衛隊小松基地

の民間宿舎借り上げ契約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について

参議院議員松野信夫君提出航空自衛隊小松基地の民間宿舎借り上げ契約に関する質問に対する答弁書

一について

航空自衛隊小松基地が、会計文書の保存期間

が満了していない平成十五年度以降、石川県内

の宿泊施設と締結した借り上げ契約については、次のとおりである。

平成十五年度 契約件数五件・契約金額九十九万九千八百円、うちアパグループの契約件数二件・契約金額五十万三千二百円

平成十六年度 契約件数四件・契約金額六十万六千四十五円、うちアパグループとの契約件数一件・契約金額四万五千四十五円

平成十七年度 契約件数三件・契約金額四十万三千五百円、うちアパグループとの契約件数一件・契約金額三十万四千円

平成十八年度 契約件数五件・契約金額四十万三千八百円、うちアパグループとの契約件数三件・契約金額五万六千五百円

平成十九年度 契約件数四件・契約金額五十八万三千三百九十万円、うちアパグループとの契約件数一件・契約金額二万六千四十四円

平成二十年度(十月未現在) 契約件数一件・契約金額四万六千二百円、うちアパグループとの契約件数零件

二について

アパグループが他の顧客と締結した契約の内容について承知する立場はないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

すべて随意契約である。

四について

契約先については、小松基地周辺の宿泊施設

のうち、価格、利便性、設備等を勘案して決定しているところであり、契約先がアパグループに集中しているとは考えていない。

契約締結を担当していた部署は、航空自衛隊第六航空団会計隊である。また、お尋ねのよう

な便宜供与や措置については無かつたと承知している。

六について

他の基地から派遣された隊員の利用に供するため、小松基地外に宿泊施設を借り上げた理由は、同基地内の宿泊施設の状況に加え、派遣された部隊の運用上の必要性があつたこと等である。

修正発言に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十一月一日

牧山ひろえ

参議院議長 江田 五月殿

麻生内閣総理大臣のODA予算増額発言の微修正発言に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

二について

二また、二十七日の麻生内閣総理大臣の発言は、今後、外國為替市場が円安基調に転じた場合には、ドルベースでの我が国のODA実績を示されたい。

三について

二また、二十七日の麻生内閣総理大臣の発言は、今後、外國為替市場が円安基調に転じた場合には、ドルベースでの我が国のODA実績を示されたい。

もドルが下がつた分だけ増額になる。ドルベースで言うと同じでも増える。それが基本と述べ、二十六日の自民党「外交力強化に関する特命委員会」の提言を受け来年度ODA予算に関し「来年はマイナスは駄目だ」とした発言を「微修正」したと報じられている。そこで、以下質問する。

一 平成二十年度一般会計ODA予算の支出官レートは一ドル一一三円である。他方、平成二十一年度一般会計ODA予算概算要求時の支出官レートは一ドル一〇八円である。麻生内閣総理大臣の二十七日の発言を、ドルベースでのODA実績を減少させないことを表明したものと解した場合、理論上、右支出官レートの変動を受け、来年度一般会計ODA予算を前年度比マイナス約四・四二%の約六千六百九十二億円にまで削減することも許容されることとなり、来年度一般会計ODA予算は一九八八年以來初めて七千億円を割り込むこととなる。この意味で、本年第四回アフリカ開発会議を開催し、G8議長国を務め、かつ十月には新たな国際協力機構を発足させ、国際協力・援助に積極的な取組姿勢を対外的に表明した我が国として、二十七日の麻生内閣総理大臣の「微修正発言」は甚だ不適切なものと考えるが、政府の認識を示されたい。

二また、二十七日の麻生内閣総理大臣の発言は、今後、外國為替市場が円安基調に転じた場合には、ドルベースでの我が国のODA実績を示されたい。

三について

二また、二十七日の麻生内閣総理大臣の発言は、今後、外國為替市場が円安基調に転じた場合には、ドルベースでの我が国のODA実績を示されたい。

官 報 (号外)

減少させないため、円安に伴う目減り分につき
ODA予算を増額させることを対外的に約束し
たものと解して良いのか、政府の認識を示され
たい。

三 ODAの実績については、為替変動により変
移する金額よりも、国の経済規模に照らした援
助の割合をみる指標である対GNI比を基準と
することが国際的な標準となりつつあると考え
る。この点経済開発協力機構(OECD)が本年
五月に公表した二〇〇七年の我が国ODAの対
GNI比は、OECD開発援助委員会加盟二十
二か国の平均〇・一八%を大きく下回る〇・一
七%となつていて。ミレニアム開発目標が対G
NI比〇・七%達成を目標に掲げているのに対
し極めて心もとない状況と言える。「来年はマ
イナスは駄目だ」とするのであれば、来年度一
般会計ODA予算編成に当たつて、我が国OD
Aの対GNI比を向上させる取組を行うべきと
考えるが、政府の認識を示されたい。

右質問する。

平成二十年十二月九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員牧山ひろえ君提出麻生内閣総理大臣
のODA予算増額発言の微修正発言に関する質
問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出麻生内閣総理

大臣のODA予算増額発言の微修正発言に
関する質問に対する答弁書

一から三までについて

政府としては、歳出改革を通じて財政再建に
取り組むとのこれまでの方針の下、必要な政府
開発援助予算を確保していくことが重要である
と考えており、危機に対処するため、戦略的国
際協力のイニシアティブを推進することに留意
して、平成二十一年度予算編成作業を進める考
えである。

官 報 (号外)

明治二十九年三月三十日
郵便物認可

平成二十年十二月十二日 参議院会議録第十三号

発行所	
東京都	一番地
独立行政法人国際印刷局	四都港區十八四ノ門四五丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本体一部 三三〇円